

9.15 安全

9.15.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.15-1 に示すとおりである。

表 9.15-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①危険物施設等の状況 ②気象の状況 ③地形・地質の状況 ④土地利用の状況 ⑤監視体制の状況 ⑥災害、事故等の発生状況 ⑦バリアフリー化の状況 ⑧電力の供給等の状況 ⑨法令等の基準等 ⑩東京都等の計画等の状況	大会の開催に伴い危険物施設等からの安全性の確保、移動の安全のためのバリアフリー化及び電力供給の安定度の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 危険物施設等の状況

調査は、「危険物行政の現況（要約）」（平成 25 年 10 月発行 東京消防庁）、「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[資料編]」（東京都防災会議）等の既存資料の整理によった。

2) 気象の状況

調査は、現地調査の方法等によった。

3) 地形・地質の状況

調査は、「調布市土砂災害危険箇所図」（東京都）等の既存資料の整理によった。

4) 土地利用の状況

調査は、「東京都防災マップ」（東京都）等の既存資料の整理によった。

5) 監視体制の状況

調査は、「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]」（東京都防災会議）の整理によった。

6) 災害、事故等の発生状況

調査は、「平成 25 年中の危険物に係る事故の概要」（平成 26 年 5 月 消防庁危険物保安室）、「電気事業 60 年の統計」（電気事業連合会）等の既存資料の整理によった。

7) バリアフリー化の状況

調査は、「Accessibility Map」 Queen Elizabeth Olympic Park （London Legacy Development Corporation）の整理及び現地調査の方法によった。

8) 電力の供給等の状況

調査は、「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 26 年 10 月 資源エネルギー庁）、「ESCJ 年報-平成 25 年度版-」（平成 26 年 5 月 （一社）電力系統利用協議会）等の既存資料の整理によった。

9) 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）等の法令等の整理によった。

10) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 東京都）、「東京都地域防災計画」（東京都防災会議）、「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（平成 26 年 3 月 東京都）、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」（平成 18 年 1 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 危険物施設等の状況

危険物施設等として、危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条）、火薬類（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条）、毒物劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条）及び放射線（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条）を扱う施設の状況について、調査を行った。

ア. 危険物施設の分布状況

消防法上の危険物施設として、製造所、貯蔵所、取扱所があり、貯蔵所の例としては、暖房ボイラー用燃料を地下タンクで貯蔵する地下タンク貯蔵所等があり、取扱所の例としては、ガソリンスタンド（給油取扱所）等がある。

危険物の内、その大部分を占めるのは石油製品であり、平成 24 年度の都内における石油製品の消費量は、最も多いガソリンで 792 万 kL、次いで軽油が 427 万 kL、重油が 395 万 kL、灯油が 356 万 kL となっている。

東京都内の区市町村別、危険物施設の数、表 9.15-2 に示すとおりである。計画地及びその周辺の調布市及び三鷹市の施設数はそれぞれ 144 施設、府中市では 267 施設となっている。

なお、消防法において、指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し、製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取扱ってはならないとされている（所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合を除く。）。また、製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準が政令で定められている等、ハード、ソフトの両面からの安全確保がなされている。

計画地周辺では、一般国道 20 号（甲州街道）や主要市道 12 号線（品川通り）沿い等にガソリンスタンド（取扱所）の分布が確認できる。計画地に最も近いガソリンスタンドは、計画地境界から 700m 程度（西及び南）の距離に位置している。

表 9.15-2 危険物貯蔵所等一覧

(平成 26 年 3 月末現在)

区市町村		計	製造所	貯蔵所	取扱所
多摩地区 (市町村)	三鷹市	144	1	92	51
	府中市	267	0	176	91
	調布市	144	0	89	55

出典：「東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年修正）[別冊資料]」（東京都防災会議）

イ. 高圧ガス施設の分布状況

「調布市地域防災計画[資料編]資料編」（調布市防災会議）によると、調布市内には8カ所の高圧ガス貯蔵施設があり、計画地に最も近い施設は南東側約1.3kmに位置している。

市町村別の液化石油ガス（LPガス）施設数は、表9.15-3に示すとおりである。計画地及びその周辺の第一種製造所については、調布市で1カ所、三鷹市及び府中市で各3カ所、販売事業所については、調布市及び府中市でそれぞれ10カ所程度、三鷹市で5カ所となっている。

なお、高圧ガス保安法において、高圧ガスの製造の事業を行う者は、製造をする種類、施設の位置、構造及び設備、製造の方法を届出て、経済産業省令で定める技術上の基準に適合しなくてはならないとされている。販売の事業を営もうとする者は、販売する種類等を届出なければならない。高圧ガス保安法では、これらの規制とともに、民間事業者や高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動によって安全を確保するものとしている。

表 9.15-3 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧

(平成20年3月末日現在)

業種別 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
三鷹市	3	—	—	5
府中市	2	1(2)	—	9
調布市	1	—	—	11

注1) 充てん所の（ ）の数字は、スタンド兼業の内数を示す。

2) 液化石油ガス製造事業所（第1種製造者）：高圧ガス保安法第5条第1項第1号に定める事業所でLPガスを1日30m³以上処理する設備を使用して、LPガスの製造を行うもの

3) 液化石油ガス販売事業者：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に定める事業者

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成21年修正）[本冊]資料編」（東京都防災会議）

ウ. 火薬類施設の分布状況

東京都内の火薬庫及び火薬庫外貯蔵場所数は、表9.15-4に示すとおりである。火薬庫は主に多摩地域に存在するが、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設ける等、一般人家等に対する安全は確保されている。少量の火薬類を貯蔵する火薬庫外貯蔵場所は、都内に広く分布しているが、法令に基づく基準の遵守と取扱いの慎重な配慮がなされている。

また、東京都内には火薬類製造所が2カ所存在するが、いずれも山間地帯（あきる野市）であり、計画地及びその周辺には存在しない。

表 9.15-4 火薬貯蔵場所数の状況

(平成20年3月末日現在)

区 分	火薬庫	火薬庫外貯蔵場所
区 部	1	307
多摩地域	113	77
島しょ	26	5
計	140	389

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成21年修正）[本冊]」（東京都防災会議）

エ. 毒物・劇物施設の分布状況

市町村別の毒物・劇物営業者数、要届出義務上取扱者数及び非届出業務上取扱施設数は、表 9.15-5 に示すとおりである。計画地及びその周辺の営業者については、調布市で 66 者、府中市でも約 60 者であるが、三鷹市では約 40 者、要届出業者については、調布市及び三鷹市で各 3 者、非届出業者については、調布市及び府中市でそれぞれ 70 者以上であるが、三鷹市では 55 者となっている。

なお、毒物及び劇物取締法により、毒物又は劇物の製造業、輸入業、販売業の登録を受けようとする者の設備は、厚生労働省令で定める基準に適合しなくてはならない等、保健衛生上の危害を未然に防止する管理等がなされている。

表 9.15-5 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表

(平成 19 年 12 月末日現在)

地区別	営業者			要届出業者			非届出業者
	製造業	輸入業	販売業	電気め っき業	金属熱 処理業	運送業	
三鷹市	0	3	39	3	0	0	55
府中市	1	0	58	0	0	0	75
調布市	1	3	62	3	0	0	72

注) 非届出業者とは、実態調査により把握した届出義務のない非届出業務上取扱施設(学校や化学工業等)である。

出典:「東京都地域防災計画 大規模事故編(平成 21 年修正)[本冊]資料編」(東京都防災会議)

オ. 放射線等使用施設の分布状況

放射性同位元素(RI)は、教育、研究、医療用の他、一般企業においても広範に使用されているが、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律により、放射性同位元素の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の位置、構造及び設備は、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものでなくてはならない等、安全性を確保する体制等がとられている。

市町村別の放射線等使用施設は、表 9.15-6 に示すとおりである。計画地及びその周辺の調布市で 4 施設、三鷹市で 5 施設、府中市で 10 施設となっている。

表 9.15-6 放射性物質関係主要施設一覧表

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

機関別使用 区別	機関別					
	教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の 機関	計
三鷹市	1	2	1	—	1	5
府中市	2	3	1	—	4	10
調布市	—	—	1	1	2	4

出典:「東京都地域防災計画 大規模事故編(平成 21 年修正)[本冊]資料編」(東京都防災会議)

2) 気象の状況

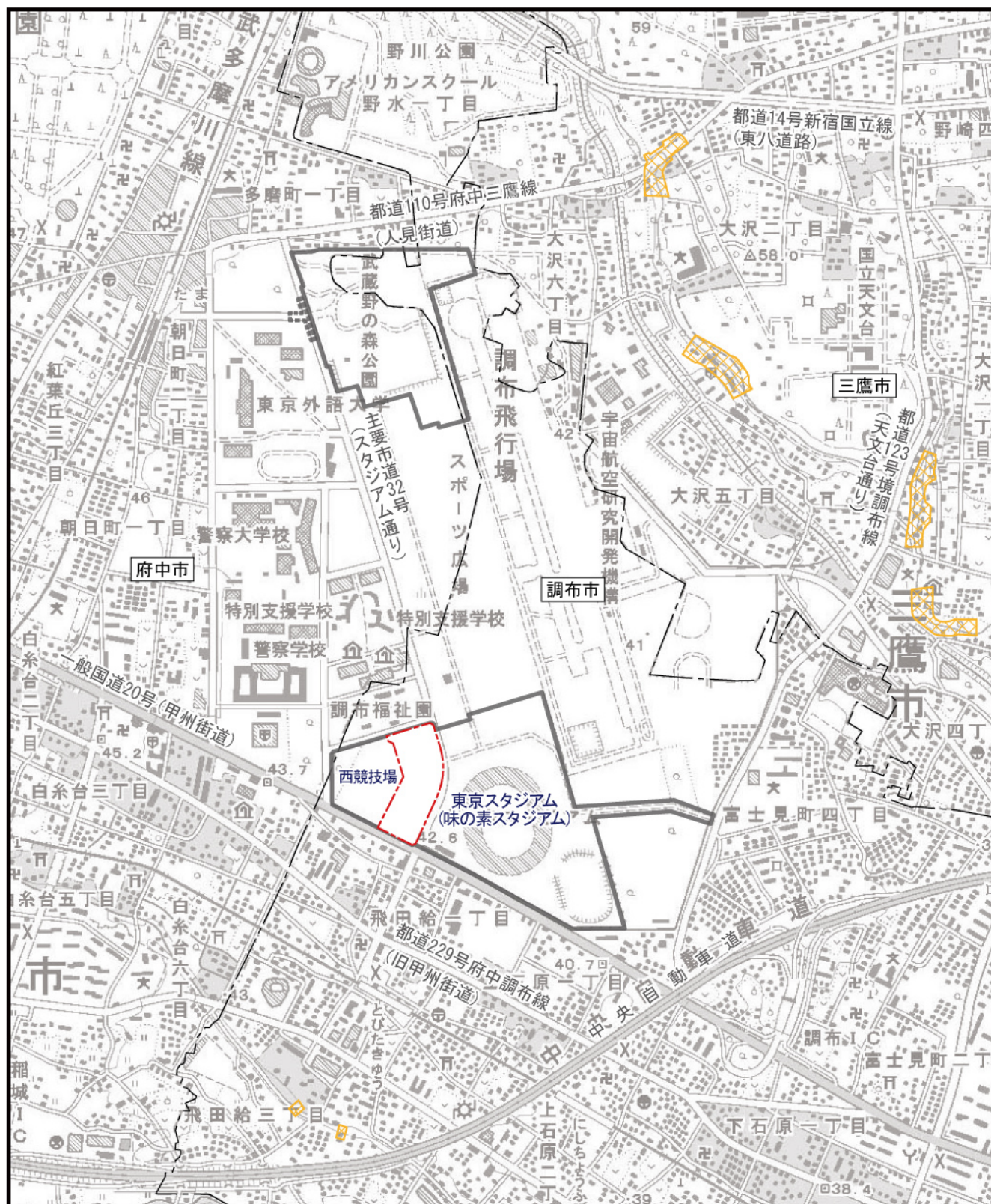
気象の状況については、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 2) 気象の状況」(p. 57 参照) に示したとおりである。

計画地内における現地調査結果によると、風速の期間平均値は 1.4～2.0m/s、日平均値の最高値は 1.7～3.3m/s であった。風向は、春季及び夏季は南南西、秋季は南、冬季は北北西の風向が卓越しており、最多風向出現率は 16.7～36.9% であった。

3) 地形・地質の状況

計画地及びその周辺の地下水位の状況は、「9.2 生物の生育・生息状況 9.2.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 地下水の状況」(p. 100 参照) に示したとおりである。

また、計画地及びその周辺における急傾斜地等の分布状況は、図 9.15-1 に示すとおりである。計画地の北東の国分寺崖線及び飛田給駅の南に、急傾斜地崩壊危険箇所（がけ地の傾斜度が 30 度以上、がけ地の高さが 5m 以上のがけ地）が分布している。



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 市町界
- 急傾斜地崩壊危険箇所



Scale 1:15,000



図9.15-1
計画地周辺の急傾斜地等の分布状況

出典：「三鷹市 土砂災害危険箇所図」（東京都）、「府中市 土砂災害危険箇所図」（東京都）、「調布市 土砂災害危険箇所図」（東京都）

4) 土地利用の状況

画地及びその周辺における学校、病院及び住宅の分布状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p.64 参照)に示したとおりである。

なお、「東京都防災マップ」(東京都防災ホームページ)によると、表 9.15-7 に示すとおり計画地の北東～北側に、調布市、府中市、三鷹市の避難場所が広がっている。

表 9.15-7 計画地周辺の避難場所の状況

避難場所名称	所在地	避難地 面積 (m ²)	想定避難区域		最遠距離 (km)	避難人口 (人)
			市	町丁		
調布基地跡地 運動広場及び 大沢総合グラ ウンド一部	調布市西町	508,000	調布市	飛田給一丁目、上石 原一丁目、下石原一 丁目、富士見町全域、 西町、野水全域	1.0	16,897
都立武蔵野の 森公園・朝日サ ッカー場	府中市朝日町三丁目	-	-	-	-	-
都立武蔵野の 森公園	三鷹市大沢六丁目他 (調布市、府中市含む)	148,000	三鷹市	大沢四～六丁目	1.5	6,400

出典：「東京都防災マップ」(平成 27 年 3 月 3 日参照 東京都防災ホームページ)

<http://map.bousai.metro.tokyo.jp/>

「三鷹市地域防災計画(平成 26 年 3 月改定)[資料編]」(三鷹市防災会議)

「府中市地域防災計画(平成 26 年修正)資料編」(府中市防災会議)

「調布市地域防災計画[資料編](平成 25 年修正)」(調布市防災会議)

5) 監視体制の状況

危険物施設等の種類別の保安計画を定めている機関、規制及び立入検査の実施機関は、表 9.15-8 に示すとおりである。

表 9.15-8 施設別の実施機関

危険物施設等	保安計画	規制及び立入検査
1 石油類施設	・東京消防庁 ・都下水道局 ・関東東北産業保安監督部 ・第三管区海上保安本部	・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
2 高圧ガス施設	・都環境局 ・都水道局 ・警視庁 ・関東東北産業保安監督部	・都環境局 ・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
3 火薬類施設	・都環境局 ・警視庁 ・関東東北産業保安監督部	・都環境局 ・警視庁 ・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
4 毒・劇物、化学薬品等施設	・都福祉保健局 ・都下水道局 ・都教育庁 ・警視庁	・都福祉保健局 ・東京消防庁
5 放射線等使用施設	・都福祉保健局 ・都産業労働局 ・警視庁 ・都関係部局 ・日赤東京都支部	・都福祉保健局 ・東京消防庁
6 都市ガス施設	・東京ガス	・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
7 温泉における可燃性天然 ガス安全対策	・都環境局	・都環境局

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編(平成 21 年修正)[本冊]」(東京都防災会議)

なお、石油類施設（ガソリンスタンド等）について、東京消防庁及び関東東北産業保安監督部の保安計画、規制及び立入検査の内容は、表 9.15-9 に示すとおりである。

表 9.15-9 安全化対策（石油類施設）

区分	東京消防庁	関東東北産業保安監督部
保安計画	○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 1 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること 2 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること ○ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。	○ 自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。
規制及び立入検査	○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 ○ 立入検査 第1章第1節第2項「火災予防査察」による立入検査を行う。	○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成21年修正）[本冊]」（東京都防災会議）

6) 災害、事故等の発生状況

ア. 危険物等に係る火災や漏洩

平成 21 年～平成 25 年に東京都で発生した主な事故（死者 1 名以上、負傷者 2 名以上若しくは損害見積額 1,000 万円以上）は、火災・爆発が 3 件、流出が 1 件である。

イ. 停電の発生

東京電力（株）における停電の発生状況は、表 9.15-10 に示すとおりである。東日本大震災前の平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間では、一需要家当たりの年間停電回数は、0.06～0.14、一需要家当たりの年間停電時間は、3～5 分であった。

表 9.15-10 停電の発生状況

項目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間停電回数 (回/一需要家)	事故停電	0.05	0.13	0.05	0.12	0.05	0.33
	作業停電	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	1.86
	合計	0.06	0.14	0.07	0.13	0.06	2.19
年間停電時間 (分/一需要家)	事故停電	2	3	4	3	2	152
	作業停電	1	1	1	1	1	265
	合計	3	4	5	4	4	417

出典：「電気事業 60 年の統計」（平成 27 年 3 月 3 日参照 電気事業連合会ホームページ）

<http://www.fepc.or.jp/library/data/60tokei/index.html>

東日本大震災による停電の状況は、図 9.15-2、図 9.15-3 及び表 9.15-11 に示すとおりである。

東京電力（株）の供給エリアでは、最大 910 万 kW（約 405 万軒）の供給支障が発生した。停電箇所への送電は、当日夜より順次、開始され、発災から 24 時間後には 85% 程度が復旧した。

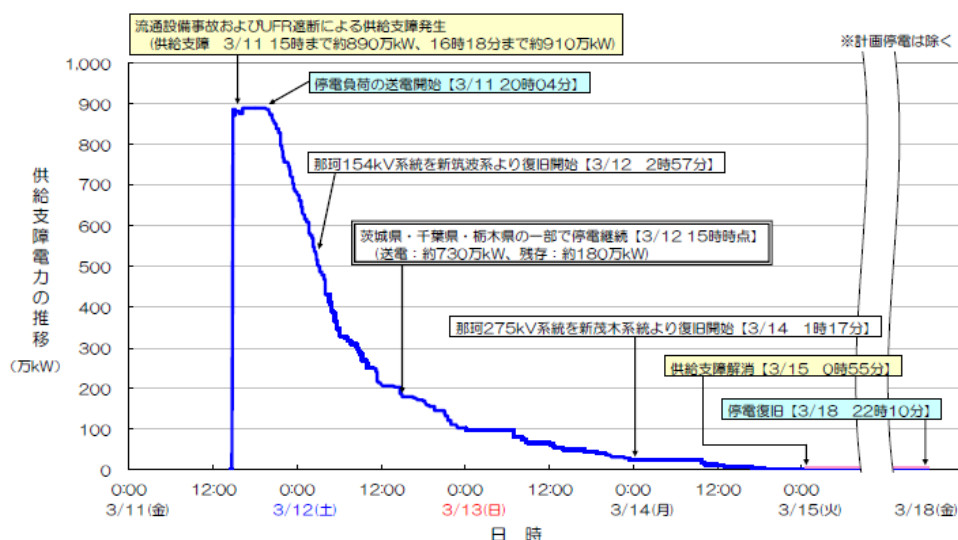
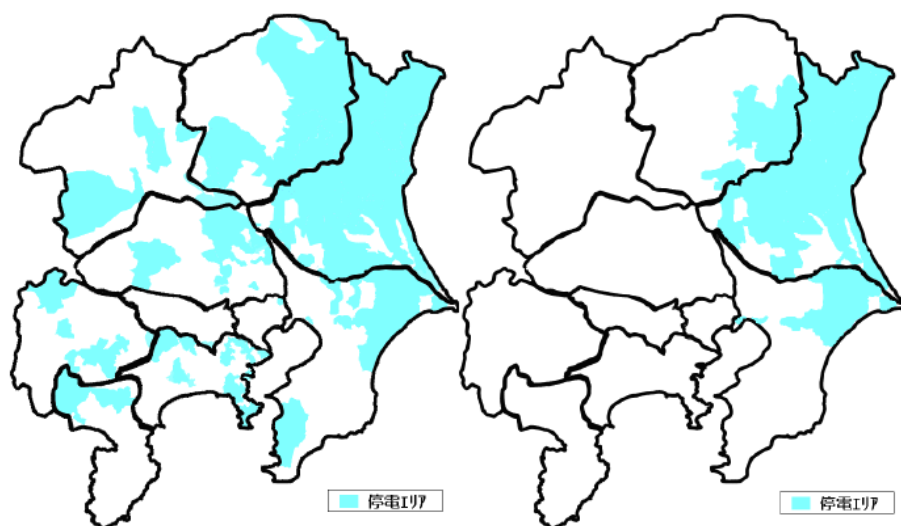


図9.15-2 東日本大震災による東京電力（株）エリアにおける停電の推移

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」（平成25年 3 月 東京電力（株））



注) 停電エリア図には、配電線事故による停電は含まれていない。

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(平成25年3月 東京電力(株))

図9.15-3 東日本大震災発生直後の停電エリア（左）と24時間後（3月12日15時）の停電エリア（右）

表9.15-11 東日本大震災後並びに発生24時間後における都県別停電軒数

都県名	停電軒数	
	3/11 16:30現在	3/12 15:00現在
栃木県	56.8万軒	3.0万軒
群馬県※1	23.4万軒	—
茨城県	87.0万軒	53.7万軒
埼玉県	34.5万軒	—
千葉県	35.3万軒	3.6万軒
東京都	12.0万軒	—
神奈川県	129.2万軒	—
山梨県	14.6万軒	—
静岡県※2	11.8万軒	—
合 計	404.6万軒	60.3万軒

注1) 群馬県には、長野県の一部（27軒）を含む。

2) 静岡県は、富士川以東の東京電力(株)供給エリア。

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(平成25年3月 東京電力(株))

7) バリアフリー化の状況

ア. 会場内におけるバリアフリー化

ロンドンオリンピック（メイン会場）におけるバリアフリー化の状況は、表9.15-12に示すとおりである。

身体障害者、視聴覚障害者、乳児同伴者への配慮がみられる。

表9.15-12 バリアフリー化の状況（ロンドンオリンピックメイン会場）

施設名称	規模・用途	竣工年度	主な取組み内容
ロンドンオリンピックメイン会場 (イギリス・ロンドン東部)	スタジアム、水泳競技場、アリーナほか	2012年	・肢体不自由、視覚障害者は訓練を受けたボランティアスタッフのサポートを受けられる。 ・電動バギー、電動スクーター、車椅子が利用可能。予約も可能。 ・地元地域の障がい者を対象に、各種のスポーツに挑戦できるプロジェクトを実施している。 ・障がい者への意識を変えるため、National Paralympic Day という障がい者と家族のフェスティバルを開催する。

出典：ロンドンオリンピックメイン会場「Accessibility Map」 Queen Elizabeth Olympic Park (London Legacy Development Corporation)

イ. 施設から公共交通機関へのバリアフリー化

本計画における鉄道路線の各駅からのアクセス経路は表 9.15-13 に、アクセス経路の歩道の構造の状況については、図 9.15-4 に示すとおりである。

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されており、主要な交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

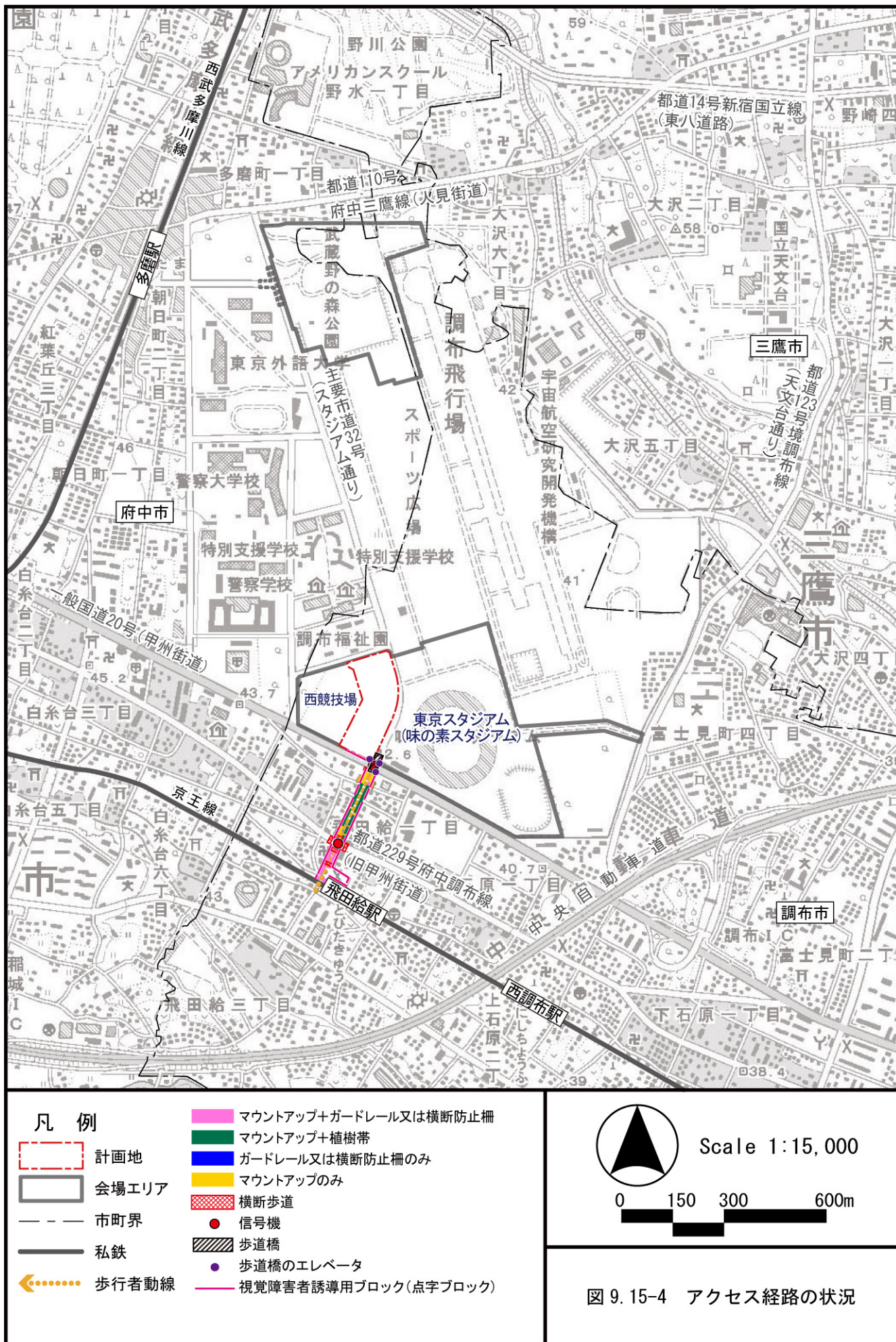
アクセス経路の歩道では視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置されている他、一般国道 20 号（甲州街道）は歩道橋を利用して渡る構造となっており、歩道橋には 3 基のエレベーターが設置されている。

歩行者動線はほぼ平坦である。

表 9.15-13 アクセス経路の状況

路線名	駅名	出口	アクセス経路	距離	調査結果
京王線	飛田給駅	北口	味の素 スタジアム前	400m	・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）あり ・ほぼ平坦 ・マウントアップ形式、横断防止柵や植樹帯あり [主要な交差点] ・信号機あり [国道 20 号の横断] ・歩道橋あり（横断歩道なし） ・歩道橋にエレベーター（3 基）あり ※詳細は、図 9.15-4 参照。
		南口			

注) マウントアップ形式とは、高さが 15cm 程度で、歩道の縁石と歩道面の高さが同じものを示す。



8) 電力の供給等の状況

平成 25 年度の夏季・冬季、平成 26 年度の夏季における電力の受給状況は、表 9.15-14 に示すとおりである。

平成 25 年度夏季については、最大需要 5,093 万 kW に対して供給力が 5,494 万 kW、予備率 7.9%、平成 25 年度冬季については、最大需要 4,943 万 kW に対して供給力が 5,234 万 kW、予備率 5.9%、平成 26 年度夏季については、最大需要 5,444 万 kW に対して供給力が 4,980 万 kW、予備率 9.3%となっており、安定供給が確保されている。

表 9.15-14 東京電力（株）管内における需給状況（最大需要日）

項目	単位	平成 25 年度夏季	平成 25 年度冬季	平成 26 年度夏季
最大需要日	—	8 月 9 日	2 月 14 日	8 月 5 日
供給力	万 kW	5,494	5,234	5,444
最大需要	万 kW	5,093	4,943	4,980
予備率	%	7.9	5.9	9.3

出典：「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 25 年 10 月 資源エネルギー庁）

「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 26 年 4 月 資源エネルギー庁）

「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 26 年 10 月 資源エネルギー庁）

なお、電力需給の安定並びに効率性向上を図るため、電力会社間では電力融通が行われている。

平成 21 年度から平成 25 年度の 5 か年平均（時間当たり）では、東北エリアから東京エリアに 235.1 万 kW、東京エリアから東北エリアに 77.4 万 kW の電力量が通過しており、東京エリアから中部エリアへは 13.3 万 kW、中部エリアから東京エリアへは 15.0 万 kW の電力量が通過している（「ESCJ 年報-平成 25 年度版-」（平成 26 年 5 月 （一社）電力系統利用協議会）より）。

9) 法令等の基準等

安全に関する法令等については、表 9.15-15(1)～(6)に示すとおりである。

表 9.15-15(1) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)	(目的) 第一条 この法律は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。 (貯蔵) 第十五条 高压ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って貯蔵する高压ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高压ガスについては、この限りでない。 (貯蔵所) 第十六条 容積三百立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値）以上の高压ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って高压ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。 (危害予防規程) 第二十六条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)	(この法律の目的) 第一条 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。 (貯蔵) 第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。 (危害予防規程) 第二十八条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき（第十条第一項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。）も同様とする。

表 9.15-15(2) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)	(目的) 第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。 (禁止規定) 第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。 2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。 3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号)	(目的) 第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。 (使用の許可の基準) 第六条 原子力規制委員会は、第三条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 一 使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 四 その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。 (使用施設等の基準適合義務) 第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 (保管の基準等) 第十六条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を保管する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

表 9.15-15(3) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)	(目的) 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 (住民等の責務) 第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	(目的) 第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等) 第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定建築物の建築主等の努力義務等) 第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

表 9.15-15(4) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (平成 15 年東京都 条例第 155 号)	(趣旨) 第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により、特別特定建築物に追加する 特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。 (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等) 第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 4 前 3 項の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなす。 5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第 1 号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定建築物の建築主等の努力義務等) 第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第 1 項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

表 9.15-15(5) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都福祉のまちづくり条例 (平成7年東京都 条例第33号)	(目的) 第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都（以下「都」という。）、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。 (情報の共有化のための取組) 第13条 事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (整備基準への適合努力義務) 第14条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。 - 一 出入口の構造に関する事項 - 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項 - 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項 - 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項 - 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項 - 六 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項 3 施設所有者等は、高齢者、障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。 (整備基準の遵守) 第17条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第20条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

表 9.15-15(6) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
調布市福祉のまちづくり 条例 (平成9年 調布市 条例第5号)	(目的) 第1条 この条例は、福祉のまちづくりについての基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって豊かで温かいまち調布の実現を目指すことを目的とする。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 事業者は、その事業の実施に当たり、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないように努めなければならない。 (情報の共有化のための取組) 第12条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスをすべての人が円滑に利用するために必要かつ有益な情報を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、当該情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (都市施設整備基準への適合努力義務) 第14条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 施設所有者等は、すべての人が円滑に都市施設から他の都市施設へ移動することができるようになるため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。 (都市施設の安全な利用の確保) 第16条 都市施設を管理する者は、当該都市施設の安全かつ円滑な利用について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市民及び事業者は、都市施設において、物品の放置その他の行為（以下「物品の放置等」という。）によりすべての人の安全な移動又は利用を妨げることをしないよう努めなければならない。 3 都市施設を管理する者は、物品の放置等その他すべての人の安全な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定都市施設遵守基準の遵守) 第18条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、都市施設整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「特定都市施設遵守基準」という。）を遵守するための措置を講じなければならない。 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第22条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、特定都市施設遵守基準を遵守しなければならない。

10) 東京都等の計画等の状況

安全に関する東京都等の計画等については、表 9.15-16(1)～(2)に示すとおりである。

表 9.15-16(1) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月 東京都)	○目指すべき将来像 「世界一の都市・東京」の実現 ○基本目標Ⅰ「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」 都市戦略 1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功 (政策指針 2) 1: 2020 年大会も見据えた交通機関や公共空間のバリアフリー化の推進 2: 情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組の推進 (政策指針 3) 1: 外国人の快適な東京滞在を実現するあらゆる場面での多言語対応の充実 都市戦略 2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現 (政策指針 6) 1: 誰もが安心して快適に利用できる交通を実現 3: 東京の魅力を更に高める新たな交通政策の展開 都市戦略 3 日本人のこころと東京の魅力の発信 ○基本目標Ⅱ「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」 都市戦略 4 安全・安心な都市の実現 都市戦略 5 福祉先進都市の実現 都市戦略 6 世界をリードするグローバル都市の実現 都市戦略 7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現 都市戦略 8 多摩・島しょの振興
東京都地域防災計画 (東京都防災会議)	○目的 災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、東京都防災会議が策定。都、区市町村等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。 【方針】 ①震災編：4 パターンの大規模地震を想定し、震災被害、津波被害等について想定する。 ②風水害編：近年多発する都市型水害による浸水被害、大河川の氾濫、台風による高潮被害等を想定する。 ③火山編：伊豆諸島等島嶼部での火山災害について対応策を検討し、また当面の発生確率は低いとしつつも富士山または他の火山の噴火による降灰被害も想定する。 ④大規模事故編：大規模な災害は通常の事故と異なる大規模火災・爆発・車両の大規模な衝突事故、あるいは小規模なテロによる災害などを想定する。 ⑤原子力災害編：東京都内には原子力施設が存在せず、他県の原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれないことから、都民の避難等については不要としつつ、都民の不安の払拭と混乱の防止を主要な課題としている。
東京都福祉のまちづくり 推進計画(平成 26 年度～ 平成 30 年度) (平成 26 年 3 月 東京都)	ユニバーサルデザインの理念に基づいてハード・ソフト一体的な取組みを推進するため、福祉のまちづくり条例にもとづく基本計画として策定された。平成 21 年 4 月に策定されたものの継続計画。 ○内容 ・円滑な移動・施設利用のためのバリアフリー化の推進 ・公共交通 ・建築物 ・道路・公園等 ・面的なバリアフリー整備 ・駅前放置自転車対策 ・地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備 ・様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実 ・災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

表 9.15-16(2) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン (平成 18 年 1 月 東京都)	ユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる 5 つの視点を示し、日常生活に密着している 6 つの整備箇所を取り上げ、それぞれの施設整備における留意点を示している。 ○内容 ・「敷地内通路・駐車場」「出入口」「廊下・階段・エレベーター」「トイレ」「子育て支援環境」「公園」の施設ごとに「東京都福祉のまちづくり条例整備基準」の適合と、ユニバーサルデザイン度のチェックシートがある。 ・ユニバーサルデザイン度は「公平」「簡単」「安全」「機能」「快適」の視点で評価する方式。 ・そのほか、移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドラインがある。
都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン (平成 26 年 4 月 東京都)	○目的 ・ユニバーサルデザイン（以下、UD という。）の考え方を都立建築物に導入し、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解した上で、適切に反映することを目的としている。 ○内容 ・UD の基本の考え方、UD 導入のためのステップごとの検討事項やポイントを示している。 ・UD チェックリストでは、建物の空間や部位ごとの UD の検討項目・注意事項を示している。また、東京都福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例・バリアフリー法を掲載し、設置基準・寸法等が確認できる。
調布市地域防災計画（平成 25 年修正） (平成 25 年 9 月 調布市)	○目標 目標 1：人的・物的被害の減 ① 死者を約 20 人減少させる。（被害想定約 30 人） ② 避難者を約 15,000 人減少させる。（被害想定約 34,000 人） ③ 建築物の全壊・焼失棟数を約 650 棟減少させる。（被害想定約 1,000 棟） 目標 2：首都機能の維持及び帰宅困難者の安全確保 ① 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。 ② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者 517 万人の安全を確保。 目標 3：ライフラインの早期回復 ① ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する。 ② 避難所の環境整備等により被災者の当面の生活を支え、ライフラインの回復、応急仮設住宅への入居等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。 ○予防・応急・復旧計画 1. 市民と地域の防災力向上 2. 安全な都市づくりの実現 3. 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 4. 本部体制及び応急対応力の強化 5. 情報通信の確保 6. 医療救護等対策 7. 帰宅困難者対策 8. 避難者対策 9. 物流・備蓄・輸送対策の推進 10. 放射性物質対策 11. 住民の生活の早期再建 ○災害復興計画
調布市福祉のまちづくり推進計画 (平成 24 年 3 月 調布市)	市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけでなく、改修などによる既存の施設等にもできる限り条例（福祉のまちづくり条例）に沿った整備を促進する。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指している。 ○計画の期間 ・平成 24 年度（2012）から平成 29 年度（2017）までの 6 年間を対象とする。 ○基本目標 目標 1：誰もが活動しやすいまちづくりの推進 ・誰もが快適に移動できるまちづくりの推進 ・社会参加の促進 ・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 目標 2：誰もが安心して生活できるまちづくりの推進 ・住まいへの支援の充実 ・防災対策の充実 ・安全対策の充実 ・情報提供の充実

9.15.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度
- 2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度
- 3) 電力供給の安定度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点を基本とした。

- ・施設の側面から捉えた地域としての安全性の確保が必要な期間とし、2020 年東京大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間の内、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

- 1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

予想手法は、危険物施設等の規模、位置、分布状況と 2020 年東京大会の大会実施計画とを比較（重ね合わせ等）する方法によった。

- 2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

予測手法は、施行計画等から推定する方法によった。

- 3) 電力供給の安定度

予測手法は、施行計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

現況調査結果より、計画地及びその周辺の調布市、隣接する府中市及び三鷹市には、危険物施設、液化石油ガスの製造事業所、販売事業所、毒物劇物営業者、要届出業者、非届出業者、放射線等使用施設が存在する。計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 700m 程度の距離に位置している。

また、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に監視体制が明確に定められている他、計画地周辺の調布基地跡地運動広場、大沢総合グラウンド、都立武蔵野の森公園、朝日サッカー場は、避難場所にも指定されている。

予測の対象時点においては、現状通り、安全性の確保のため、法令等に基づく危険物施設等に係る規制がなされる他、関係機関による立入検査等の監視体制が継続される。

したがって、危険物施設等からの安全性は確保されると予測する。

2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、調布市福祉のまちづくり条例、及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、表 9.15-17 に示すように、施設内のバリアフリー化を図る計画である。

したがって、施設内の移動の安全性は確保されると予測する。

表 9.15-17 計画建築物のバリアフリー計画

項目	武蔵野の森総合スポーツ施設のバリアフリー計画
廊下、スロープ	- 廊下：幅 1,400mm 以上 - スロープ：幅 1,200mm 以上、屋上 1,400mm 以上 - 勾配：屋内 1/12 以下、屋外 1/20 以下
階段	- 幅 1,200mm 以上 - 屋外階段：踏面 300mm 以上、蹴上 150mm 以下 - 屋内階段：踏面 260mm 以上、蹴上 180mm 以下 - 手すりの設置（踊り場を除く） - 点状ブロックの配置 - 手すり端部に点字
エレベーター	・ストレッチャー対応 EV（3カ所）
建築物の出入口	- 風除室の入口は幅 1,000mm 以上の自動扉とする - その出入口の幅 850mm 以上 - 出入口に段差は設けない
便所	・子ども連れに配慮したトイレ、オストメイト・子ども連れ・大型ベッド使用者に配慮したフルスペックを備えたトイレを設置
駐車場	車いす用駐車場 - 幅 3,500mm、奥行き 6,000mm - 建物の出入口付近に 8カ所設置
観客席	- 多目的席：69席（立見と兼用）（1席のみ車椅子専用） - 音声情報提供席：70席（1ブロック程度）
その他	総合案内場、案内所、線状ブロック、点状ブロック、文字情報、表示設備（大型電光表示板）

注 1) 原則不特定多数の人が利用する部分に適用する。

2) 調布市は調布市福祉のまちづくり条例（平成 9 年調布市条例第 5 号）を制定しているため、東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号）第 29 条により、同条例の特定都市施設の整備に係る基準の遵守等は、適用除外を受けている。

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（22）新築工事基本設計」（平成 23 年 7 月 東京都）

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、現地調査の結果より、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されており、主要な交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

アクセス経路の歩道では視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置されている他、一般国道 20 号（甲州街道）は歩道橋を利用して渡る構造となっており、歩道橋には 3 カ所にエレベーターが設置されている。

歩行者動線はほぼ平坦である。

予測の対象時点における最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、「東京都長期ビジョン」より、2020 年までに「2020 年大会開催時における観光地や競技会場周辺等の道路のバリアフリー化」が完了する計画となっており、移動の安全のためのバリアフリー化の程度は高まると予測する。

3) 電力供給の安定度

東京電力（株）管内における平成 25 年以降の夏季・冬季の電力供給は、最大需要を上回っており、安定供給が確保されている。また、計画建築物への電力引込には、表 9.15-18 に示すように普通高圧 6.6kV の本予備電源 2 回線を引き込み、予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。

また、電力監視設備を中央監視から独立させて設置する。

さらに、イベント時には、イベント用電源車を管理者用の駐車場に設置することを予定し、メインアリーナ内への仮設電源敷設ルートを確保する。

したがって、電力供給の安定性は確保されると予測する。

表 9.15-18 武蔵野の森総合スポーツ施設における電気設備計画

項 目	概 要		
電力引込	普通高圧 6.6kV 本予備電源 2 回線を引き込む。		
非常用発電設備	・ 非常用発電機：1000kVA× 1 台 ・ 運転時間：耐震基準“乙類”に準拠し 10 時間		
	電源種別	負荷内容	備考
	予備電源	・ 排煙機 ・ 非常用の照明装置 ・ 非常用エレベーター	建築基準法
	非常電源	・ 消火ポンプ（スプリンクラー、泡消火） ・ 誘導灯	消防法
	保安電源	・ 照明（一般照明の 1/4～1/3） ・ コンセント（電気室・EPS・廊下コンセント） ・ 防災センター機器類 ・ 給排水ポンプ類 ・ 空調（電気室、防災センター） ・ エレベータ（自家発管制運転） ・ UPS	
電力監視設備	・ エネルギー供給の中心部である受変電設備関連の監視・制御を目的とした、電力中央監視設備を中央監視から独立させて設置する。 ・ 電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。		

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）(22) 新築工事基本設計」（平成 23 年 7 月 東京都）

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）(23) 新築工事实施設計」（平成 24 年 12 月 東京都）

9.15.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・不特定多数の人が利用する部分の廊下、スロープ、階段、エレベーター、建築物の出入口、観客席等に対して、原則として調布市福祉のまちづくり条例（平成9年調布市条例第5号）同等以上の対応を行う。
- ・階段には、点状ブロックを配置し、手すり端部には点字を施す。
- ・ストレッチャー対応のエレベーターを3カ所に設置する。
- ・子ども連れに配慮したトイレ、オストメイト・子ども連れ・大型ベッド使用者に配慮したフルスペックを備えたトイレを設置する。
- ・建物の出入口付近の8カ所に、車いす用駐車場を設置する。
- ・音声情報提供席を70席設置する。
- ・計画建築物への電力引込には、普通高圧 6.6kV の本予備電源 2 回線を引き込む。
- ・予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。
- ・電力監視設備を中央監視から独立させて設置する。
- ・電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。

9.15.4 評価

(1) 評価の指標

1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

評価の指標は、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等とした。

2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

評価指標は、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している目標等とした。

3) 電力供給の安定度

評価指標は、受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていることとした。

(2) 評価の結果

1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 700m 程度の距離に位置している。

危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。

また、計画地周辺の調布基地跡地運動広場、大沢総合グラウンド、都立武蔵野の森公園、朝日サッカー場は、避難場所に指定されている。

以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。

2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、調布市福祉のまちづくり条例及び都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、記号や図は、障害者、子供、外国人等にも分かりやすいデザインとし、文字については視覚障害者に配慮し主要な部分について点字表記を行う計画である。

以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。

3) 電力供給の安定度

計画建築物への電力引込には、普通高圧 6.6kV の本予備電源 2 回線を引き込み、予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。

また、電力監視設備を中央監視から独立させて設置し、電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。

さらに、イベント時には、イベント用電源車を管理者用の駐車場に設置することを予定し、メインアリーナ内への仮設電源敷設ルートを確保する。

以上のことから、評価の指標は満足するものとする。

9.16 消防・防災

9.16.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.16-1 に示すとおりとした。

表 9.16-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①防火設備等の状況 ②耐震設備等の状況 ③気象の状況 ④地形・地質の状況 ⑤水象の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦監視体制の状況 ⑧災害等の発生状況 ⑨法令等の基準等 ⑩東京都等の計画等の状況	大会開催後の施設の耐震性及び防火性の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 防火設備等の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、スプリンクラー等の防火設備の設置など、類似施設の防火対策状況を調査した。

2) 耐震設備等の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、耐震構造、耐震化率など、耐震化の状況を調査した。

3) 気象の状況

調査は、現地調査とし、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (3) 調査方法 2) 気象の状況」(p.46 参照) に示す方法で、風向、風速等について調査を行い、地域防災計画との関連等について整理した。

4) 地形・地質の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の資料を用い、地震による家屋等への影響に係る、地形の種類、傾斜分布、人工改変地の状況、地質の種類、軟弱層等の状況を整理した。

5) 水象の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の資料を用い、周辺の河川の状況、地盤高及び海域からの距離等について整理した。

6) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 24 年多摩・島しょ地域」(平成 26 年 5 月 東京都都市整備局)、「調布市用途地域等都市計画図」(調布市)等の資料を用い、木造住宅、高層建築物、道路、工場等の分布状況及びその他の土地利用の状況を整理した。

7) 監視体制の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、消防・防災のための監視について、監視の実施主体者、監視組織の体系など、監視体制について調査した。

8) 災害等の発生状況

調査は、「東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正)本冊」(平成 26 年 7 月 東京都防災会議)、「東日本大震災における東京都の対応と教訓」(平成 23 年 9 月 東京都)等の資料を用い、火災、地震及び津波の発生など、過去の災害等の発生状況について整理した。

9) 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等の法令等の整理によった。

10) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正)本冊」、「調布市地域防災計画[本冊](平成 25 年修正)」(平成 25 年 9 月 調布市防災会議)の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 防火設備等の状況

類似施設として施設用途が類似するA施設について、周辺施設として隣接するB施設について、防火設備等の設置状況として、スプリンクラー等の防火設備等の状況を整理した。

A施設及びB施設における防火設備棟の状況は、表 9.16-2 に示すとおりであり、建築基準法、消防法及び東京都火災予防条例により防火設備等の設置基準に基づき、発見・通報のための自動火災報知設備、避難誘導の非常照明設備、初期消火のための消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー、本格消火のための消防排煙設備等が設置され、施設の火災を最小限に防ぐ設備配置がなされている。

表 9.16-2 類似施設における防火設備等の状況

分類	消火設備等	A施設 昭和 31 年竣工、 平成 25 年改修 地上 3 階 延床面積：約 44,000m ² 収容人数：メインアリーナ： 10,000 席、プール：900 席	B施設 平成 12 年竣工、 地下 1 階・地上 5 階 延床面積：約 86,000m ² 収容人数：約 5 万人
発見・通報	自動火災報知設備	○○	○
	ガス漏れ火災警報器	○○	○
	非常警報装置	○○	○
	火災通報装置		
	無線通信補助設備		○
	総合操作盤	●	
避難誘導	非常照明設備	●建築基準法からの設置	
	誘導灯及び誘導標識	○	○
	避難器具	●	○
初期消火	消火器具	○	○
	大型消火器	○	
	屋内消火栓設備	○○	○
	スプリンクラー	○○	○
	不活性ガス消火設備		○（二酸化炭素）
	ハロゲン化物消火設備		○（HFC23）
	泡消火設備	○○	○
	フード等用簡易自動消火装置		○
本格消火	非常用進入口		○
	消防排煙設備		○
	排煙設備	○建築基準法からの設置	○
	連結送水設備	○代替として放水銃	○
	消防用水	●	○
その他	移動式粉末消火設備	○	
	屋外消火栓	○	○
	非常電源（自家発電装置）		○
	非常電源（蓄電池設備）		○

凡例：○：義務設置、●：自主設置、◎：主装置設置

出典：A施設、B施設の防災担当ヒヤリングによる

また、東京都では平成 18 年 10 月から「優良防火対象物認定表示制度」が規定されており、建物の管理権限者（所有者等）が消防署長に申請し、審査・検査を通して認定基準に適合していると消防署長が認める場合、優良防火対象物として認定を受けることができる。

スタジアムやアリーナなどの競技場としては、計画地近隣の東京スタジアム（味の素スタジアム）が優良防火対象物の認定を受けている。東京スタジアム（味の素スタジアム）における防火対策を以下に示す。

表 9.16-3 東京スタジアム（味の素スタジアム）における防火対策（優良防火対象物）

施設名称	防火対策
東京スタジアム （味の素スタジアム）	<味の素スタジアム> 1) 監視カメラを設置している。 2) AED を配置している。 <味の素スタジアム アミノバイタルフィールドスタンド> 1) 全館禁煙としている。 2) 監視カメラを設置している。 <味の素スタジアム アミノバイタルフィールド大会本部室> 1) 全館禁煙としている。 2) 監視カメラを設置している。 <ミズノフットサルプラザ 味の素スタジアム> 1) 全館禁煙としている。 <ユーロスポーツ 味の素スタジアム> 1) 火気設備・器具の使用を禁止している（全館） 2) 全館禁煙としている。 3) 監視カメラを設置している。

出典：「認定優良防火対象物一覧表」（平成 27 年 3 月 3 日参照 東京消防庁ホームページ）

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-yobouka/yuryobouka/itiranhyo/yumarknintei-2.pdf>

2) 耐震設備等の状況

類似施設として A 施設、周辺施設として B 施設の耐震設備等の状況を表 9.16-4 に整理した。A 施設は、昭和 56 年 6 月 1 日に導入された新耐震基準以前の構造基準（旧耐震基準）の建築物だが、その後の老朽化に伴い改築（平成 2 年竣工）し、新耐震基準の適用を受けた建築物である。「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成 20 年 3 月 東京都）¹においても、耐震性のランクは A1（新耐震基準の建築物）とある。

また、B 施設は多数の者が利用する施設で、分類Ⅱ「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。」に該当する。

¹ 「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成 20 年 3 月 東京都）は、東京都が所有する防災上重要な公共建築物（4,896 棟）を対象とし、防災上の重要性から区分を 2 種類に分け、昭和 56 年 6 月 1 日に導入された新耐震基準以前の構造基準（旧耐震基準）の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく国土交通省告示第 184 号（平成 18 年 1 月）に規定する耐震診断の方法により耐震性を判定し、耐震性のランク分けを行った結果をリストで公表しているもの。診断の結果、十分な耐震性が確保されていないと判断されたもの、耐震診断を未実施のものについては、別途「耐震化整備プログラム」で耐震化を計画的に実施するとしている。

表 9.16-4 防災上重要な公共建築物の区分と A 施設の区分

施設名称	A 施設	B 施設
構造	RC 構造 出典：「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成 20 年 3 月 東京都）	RC 造、SRC 造、PC 造、S 造 （ケーブル構造、骨組膜構造）
耐震の状況	平成 2 年に改築しており、新耐震基準の建築物として評価されている。（表 9.16-5 参照） 出典：「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成 20 年 3 月 東京都）	新耐震基準の建築物で、多数の者が利用する建築物として、表 9.16-6 に示す分類Ⅱ「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。」に該当する。 B 施設へのヒヤリングによると、時刻歴応答解析を実施、大臣認定を取得している。
広域避難所等の指定状況	A 施設が位置する地区全体が、避難場所に指定されている。	避難所には指定されていないが、広域防災拠点・広域避難場所に隣接している。

表 9.16-5 A 施設の耐震の状況

< 防災上重要な公共建築物の区分 >

区分	区分の名称	例
区分Ⅰ	防災上特に重要な公共建築物	消防・警察署、病院、都立学校、災害対策本部が設置される庁舎
区分Ⅱ	その他防災上重要な公共建築物	建設事務所、保健所、中央卸売市場、養護施設、多数の都民が利用する建築物

< 耐震性のランク >

耐震性の説明	ランク	ランクの説明
十分な耐震性を保有するもの	A1	新耐震基準の建築物
	A2	診断の結果、十分な耐震性を保有するもの
	A3	耐震補強が既に終わっているもの
診断の結果、十分な耐震性が確保されていないもの	B1	診断の結果、Is 値 ^{注)} が 0.3 以上 0.6 未満
	B2	診断の結果、Is 値が 0.3 未満のもの
	B	Is 値以外で耐震性を評価したもの
耐震診断を未実施のもの	診断未実施	耐震診断を未実施のもの

注) Is 値とは、構造耐震指標のことで、建築物の階毎に算出される。耐震改修促進法告示第 184 号によると、Is 値が 0.6 以上の場合に、大地震時に「倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」、0.3 以上 0.6 未満の場合に「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」、また 0.3 未満の場合に「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされている。

出典：「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成 20 年 3 月 東京都）

赤枠：A 施設が該当するランクを示す。

表 9.16-6 B施設の耐震化に係る目標

分類	目標水準	対象とする施設	用途例	用途係数
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・本庁舎、地域防災センター、防災通信施設 ・消防署、警察署上記の付属施設（職務住宅・宿舍は分類Ⅱ。）	1.5
Ⅱ	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設。 (2) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) 多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。	・一般庁舎 ・病院、保健所、福祉施設 ・集会所、会館等 ・学校、図書館、社会文化教育施設等 ・大規模体育館、ホール施設等 ・市場施設 ・備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・上記の付属施設	1.25
Ⅲ	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設	・寄宿舎、共同住宅、宿舍、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設については別に考慮する。	1.0

注) 赤枠は、B施設の耐震性の状況を示す。

出典：構造設計指針（平成26年4月 東京都財務局）

3) 気象の状況

計画地における風向・風速の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2) 気象の状況」(p.57 参照)に示したとおりである。

計画地内における現地調査結果によると、風速の期間平均値は1.4～2.0m/s、卓越風向は、春季及び夏季は南南西、秋季は南、冬季は北北西であった。

調布市防災会議が策定した「調布市地域防災計画」によると、被害想定は冬の風速8m/sを想定している。計画地における冬季の期間平均風速は2.0m/sであり、北北西の風向が卓越していた。

4) 地形・地質の状況

「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.61 参照)に示したとおり、計画地は、東側は武蔵野台地東部の淀橋台と呼ばれる洪積台地（下末吉面）に位置し、西側は渋谷川溪谷に沿って緩やかに傾斜しているが、ほとんどは埋立てにより平坦化された人工地盤となっている。計画地及びその周辺は、地盤面がT.P.+43 m前後の概ね平坦な地形である。

また、関東平野で確認されている活断層の状況は、表9.16-7に示すとおりであり、計画地及びその周辺において活断層は確認されていない。

表 9.16-7 関東平野で確認されている活断層の状況

区 分	調査	概 要
関東平野北西縁断層帯	群馬県	平成8年度・平成9年度に平井断層と神川断層を調査した結果、これらの断層については活動度 ^{注1)} は低く、想定される地震の規模はマグニチュード7.2程度であることがわかった。
綾瀬川断層	埼玉県	断層が推定されているが、平成7年度に反射法探査、ボーリング調査を行った結果、活動度は低いことがわかった。
荒川断層	埼玉県	伏在断層 ^{注2)} が推定されているが、平成9年度に大深度反射法探査を実施した結果、活動度は低く、戸田市や朝霞市付近には、延長しないことがわかった。
立川断層帯	東京都、横浜市、川崎市	横浜市、川崎市が平成7年度・平成8年度に大深度反射法探査などを実施し立川断層は両市域の直下には達していないことがわかった。東京都は平成9年度・平成10年度に調査を実施。
五日市断層		活断層と推定されるもの。確実度 ^{注3)} はⅡ、活動度は低い。
東京湾北縁断層	千葉県	伏在断層が推定されているが、平成9年度に大深度反射法探査を実施した結果、活断層は確認されなかった。
秦野断層・渋沢断層	神奈川県	平成9年度調査の結果、断層の一部は最近10万年間に活発に活動していることがわかった。
伊勢原断層	神奈川県	平成7年度調査の結果、伊勢原断層は約2,000年前以降に活動したことがわかった。また反射法探査やボーリング調査により地下の地層がたわんでいる構造が明らかになった。
神縄・国府津・松田断層帯	工業技術院地質調査所	平成7年度・平成8年度調査の結果、今後数百年以内にマグニチュード8程度の大地震が発生する可能性があることがわかった。
三浦半島断層群	神奈川県	平成7年度調査の結果、北武断層は約1,200年前から1,400年前に活動したことが明らかになった。また地震の再来間隔は1,000年から2,500年程度で、想定される地震の規模はマグニチュード7程度であることがわかった。

出典：「活断層の基礎知識」（平成27年3月3日参照 東京都防災ホームページ）

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/taisaku/1000066/1000424.html>

注1) 活断層の過去における活動の程度。一定期間あたりのずれの大きさであらわす。

注2) 活断層のうち平野下に存在しているため新しい地層に厚く覆われて地表には断層特有の地形が直接現れていないもの

注3) 活断層の確かさの尺度。確実度の高い方からⅠ・Ⅱ・Ⅲに区分。表9.22-5で示す活断層は「新編日本の活断層」（1991年、活断層研究会編）における確実度がⅠ、Ⅱの断層に相当。

確実度	内 容
確実度Ⅰ	断層の位置・ずれの向きがともに明確で、地形的特徴から活断層であることが確実なもの
確実度Ⅱ	断層の位置・ずれの向きは推定できるが、地形やごく新しい時代の地層が繰り返して示す確実な証拠に欠けるなど、確実度Ⅰとするには十分な資料に欠けるもの
確実度Ⅲ	活断層である可能性はあるが、ずれの向きが不明であったり、河川や海の浸食作用など他の原因で形成された疑いが残るもの

資料：「地震調査研究推進本部」（平成27年6月18日参照 文部科学省研究開発局地震・防災研究課ホームページ）より抜粋 <http://www.jma-net.go.jp/saga/riyou/jishin/katsudansou.pdf>

5) 水象の状況

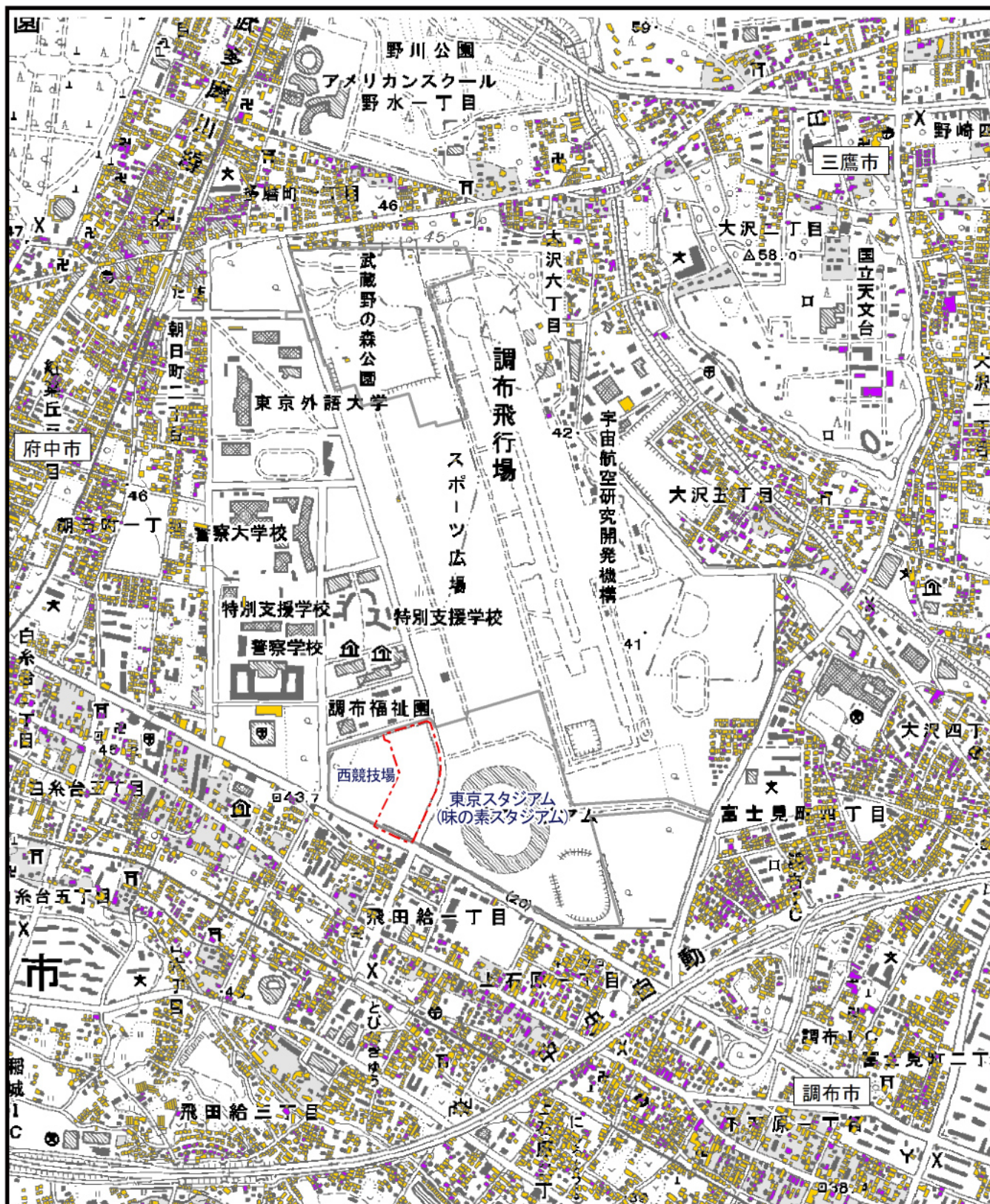
計画地周辺には北東部約1kmには野川が、計画から約3km南部には多摩川が位置しているが、東京湾からはおよそ20km内陸にあり、津波等の影響を受ける可能性はない。

6) 土地利用の状況

武蔵野の森総合スポーツ施設及びその周辺地域の土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」（p.64 参照）に示すとおりである。なお木造住宅の分布状況は、図9.16-1に示すとおりであり、計画地の南東～南西側に木造の建築物が多く分布している。

計画地の用途地域は準工業地域であり、建ぺい率は60%、容積率200%となっており、準防火地域に指定されている。

なお、「東京都地域防災計画 震災編(平成26年修正)別冊資料」（平成26年7月 東京都防災会議）によると、建築物の倒壊危険度及び火災危険度は、共に都内では低く、いずれもレベル1～2である。（図9.16-2及び図9.16-3 参照）



凡 例



計画地



会場エリア



市町界

木構造



防火造



木造

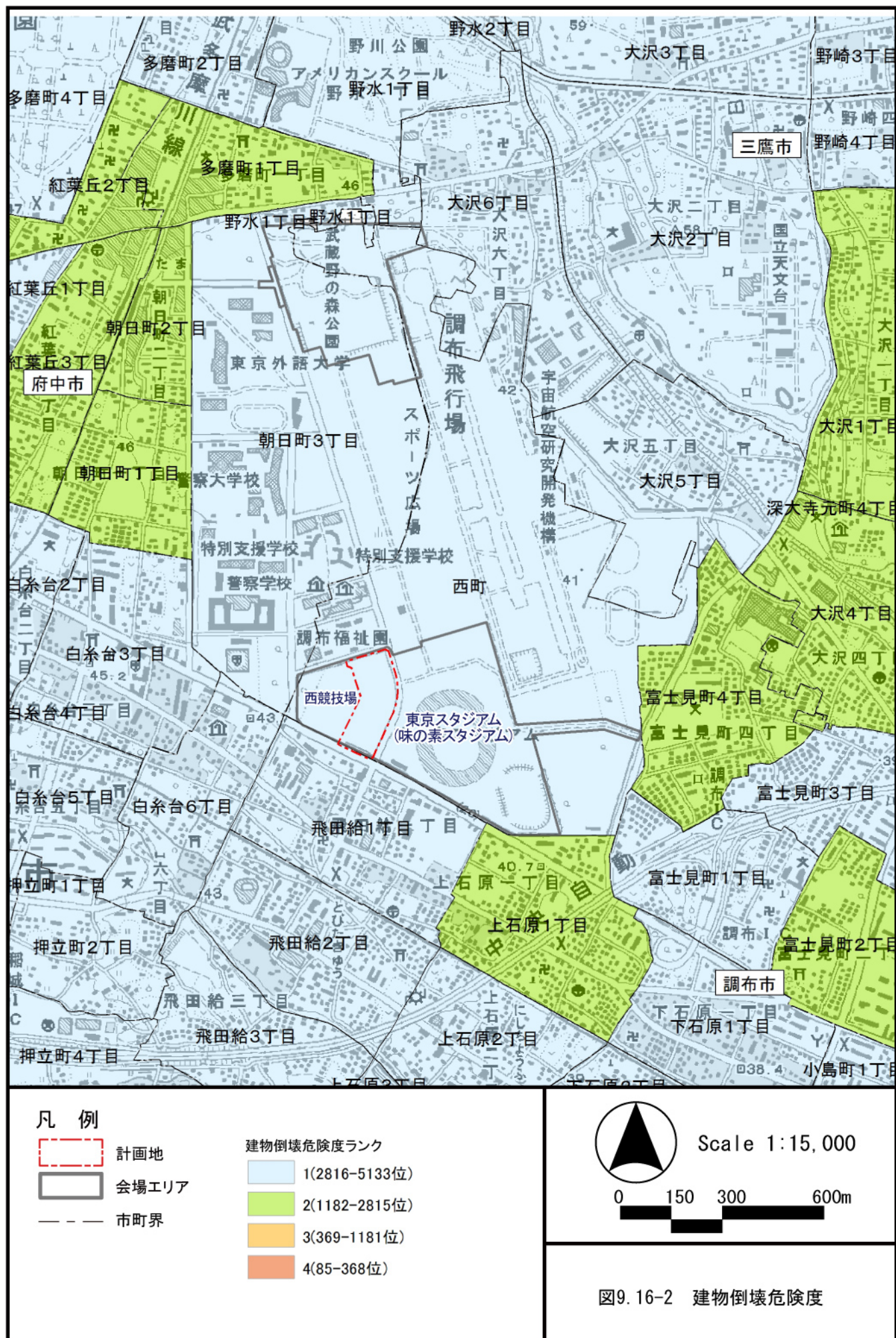


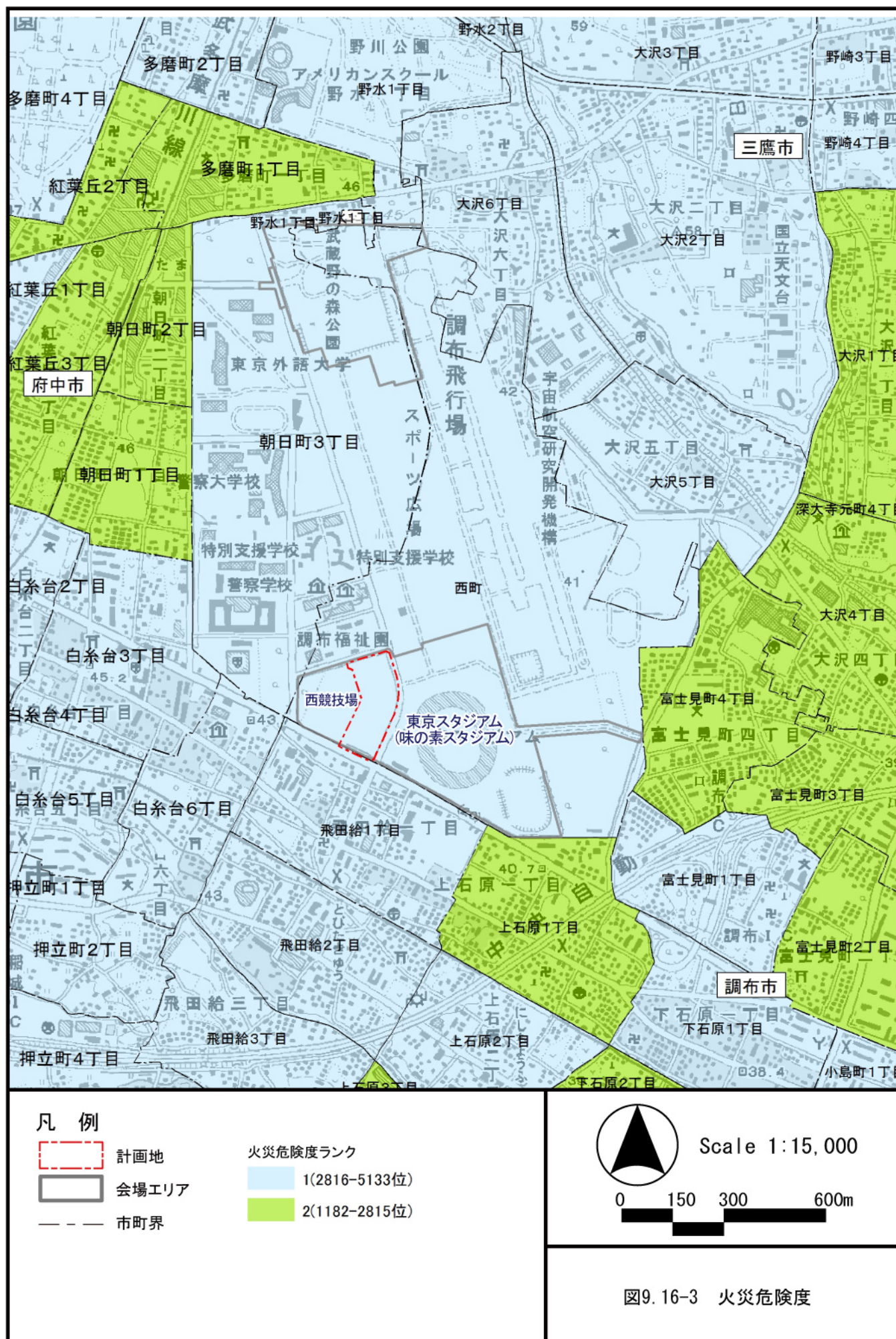
Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図9.16-1

計画地周辺の木造建築物の状況

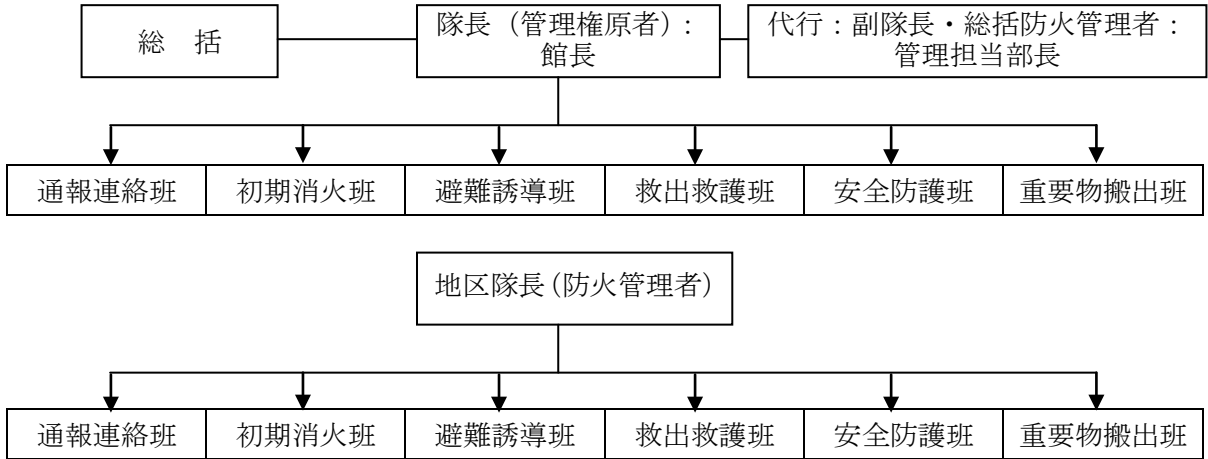




7) 監視体制の状況

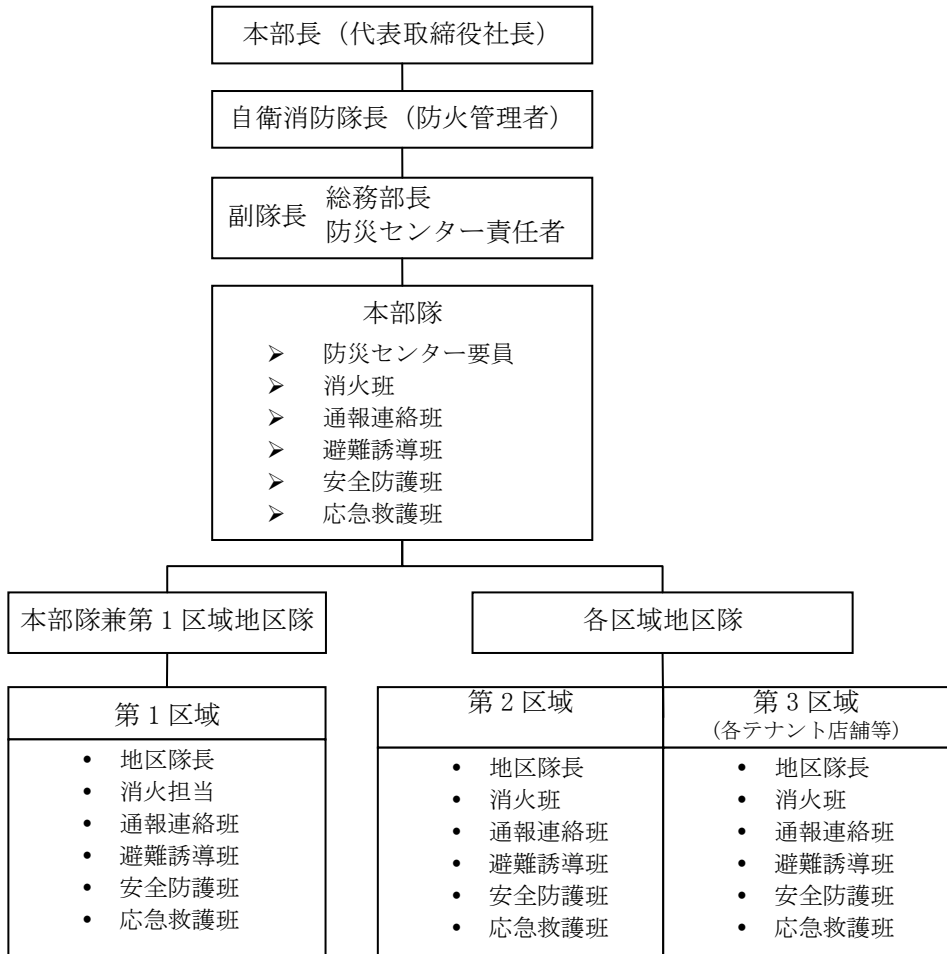
類似施設としてA施設、周辺施設としてB施設における監視体制の状況を整理した。

A施設では、図 9.16-4 に示すとおり、通報連絡・初期消火・避難誘導・救出救護・安全防护・重要物搬出毎に班による、防災管理体制を整備している。また、B施設では、図 9.16-5 に示す監視体制でもって施設運営における防災管理体制を整備している。



出典：A施設 防災担当者ヒヤリングによる

図 9.16-4 A施設における防災管理体制



出典：B施設 防災担当者ヒヤリングによる

図 9.16-5 B施設における防災管理体制

8) 災害等の発生状況

東京都においては、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震で、震源から遠く離れた都内においても液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。計画地及びその周辺においては、最大震度 5 弱の地震により、表 9.16-8 に示す被害が生じた。

表 9.16-8 計画地周辺における東北地方太平洋沖地震の被害状況

発生年月日	M (震源)	被害状況等	津波
平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日	9.0 (三陸沖)	計画地及びその周辺の最大震度：5 弱 ○建築物等被害 ・高層ビル等でエレベーターの長時間停止 ・千代田区九段会館にて天井崩落 ○交通機関への影響 ・鉄道が全面的に運行停止、施設の安全確認を実施、運転再開時の帰宅者集中。 ○通信（携帯電話）障害 ・通信事業者による最大約 9 割の通話規制により、携帯電話が不通 ○帰宅困難者の発生 ・交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生。	晴海：1.5m (約 5 時間後)

参考：「日本付近で発生した主な被害地震（平成 8 年以降）」（平成 27 年 6 月 8 日参照 気象庁ホームページ）

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/higai1996-new.html>

「東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正)本冊」(平成 26 年 7 月 東京都防災会議)

「東日本大震災における東京都の対応と教訓」(平成 23 年 9 月 東京都)

9) 法令等の基準等

消防・防災に関連する法令等については、表 9.16-9(1)～(5)に示すとおりである。

表 9.16-9(1) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
災害対策基本法 (昭和 36 年法律 第 223 号)	(目的) 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 (国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。 (都道府県の責務) 第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。 (市町村の責務) 第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

表 9.16-9(2) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等						
建築基準法 (昭和 25 年法律 第 201 号)	(目的) 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (構造耐力) 第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。 ロ 前号に定める基準に適合すること。 【参考：大臣認定の流れ】 構造体力にかかる大臣認定を受けるために必要な事前の審査を、性能評価として指定機関が行うことになっている。大臣認定の流れを以下に示す。 出典：「個別建築物の構造安全性評価／建築基準法関連」 (平成 27 年 3 月 3 日参照 (一財) 日本建築センターホームページ) http://www.bcj.or.jp/c12_rating/category/safety/safety01.html (耐震基準) 中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。 出典：「マンションの耐震性等についての Q&A について」（平成 27 年 6 月 8 日参照 国土交通省ホームページ） http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071208_2_.html#10 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物) 第二十七条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。 <table><tr><th>用途</th><th>用途に供する階</th><th>客席の床面積の合計</th></tr><tr><td>観覧場</td><td>三階以上の階</td><td>二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上</td></tr></table> (準防火地域内の建築物) 第六十二条 準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。	用途	用途に供する階	客席の床面積の合計	観覧場	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上
用途	用途に供する階	客席の床面積の合計					
観覧場	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上					

表 9.16-9(3) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
建築基準法施行令 (昭和 25 年法律第 338 号)	第八十一条 二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算 イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算 ロ 前号に定める構造計算
消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による確認を行う指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。）は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。ただし、確認（同項の規定による確認を含む。）に係る建築物が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事が建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。 第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
消防法施行令 (昭和 36 年政令 37 号)	(防火対象物の指定) 第六条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。 別表第一 (一) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
東京都震災対策条例 (昭和 46 年東京都条例第 121 号)	(目的) 第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする (基本的責務) 第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

表 9.16-9(4) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都建築安全条例 (昭和 25 年東京都条例 第 89 号)	(趣旨) 第一条 建築基準法(以下「法」という。)第四十条(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の附加、法第四十三条第二項による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の附加、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第二百二十八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第百四十四条の四第二項による道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。 (適用の範囲) 第九条 この章の規定は、次に掲げる用途に供する特殊建築物に適用する。 七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場(不特定多数の人の集会の用に供する建築物で、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)その他これらに類するもの(以下「興行場等」という。) 客席の定員の算定方法、敷地と道路との関係、前面空地の確保、客席部の出入り口の確保、客用の廊下の設置、階段の構造、屋外へ通ずる出入口等、客席内の構造、客席部と舞台部との区画、客席とその他の部分との区画、舞台と舞台部の各室との区画等、主階が避難階以外にある興行場等について規定が設けられている。

表 9.16-9(5) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都火災予防条例 (昭和 23 年東京都条例 第 105 号)	(目的) 第一条 この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。 第五章 消防用設備等の技術上の基準の付加 (消火器具に関する基準) 第三十六条 令別表第一(十六)項に掲げる防火対象物のうち、同表(三)項から(六)項まで、(九)項又は(十二)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供する部分を有するもので、延面積が百五十平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。 2 令別表第一に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、令第十条第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。 一 火花を生ずる設備のある場所 二 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 三 鍛冶かじ場、ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 四 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 五 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性固体類等を煮沸する設備又は器具のある場所 六 紙類、穀物類又は布類(以下「紙類等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所 第六章 避難及び防火の管理等 (避難施設の管理) 第五十四条 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、避難施設を次に定めるところにより、有効に管理しなければならない。 一 避難施設には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。 二 避難施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。 三 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸とし、開放した場合において、廊下、階段等の幅員を有効に保有できるものとする。ただし、劇場等以外の令別表第一に掲げる防火対象物について支障がないと認められる場合においては、内開き戸以外の戸とすることができる。 四 前号の戸は、公開時間又は従業員中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはならない。 五 階段には、敷物の類を敷かないこと。ただし、消防総監が定める基準に適合する場合は、この限りでない。 (防火設備の管理) 第五十五条の二 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、火災が発生したとき延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消防活動を確保するため、防火設備を次に定めるところにより、管理しなければならない。 (防火設備の管理) 第五十五条の二 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、火災が発生したとき延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消防活動を確保するため、防火設備を次に定めるところにより、管理しなければならない。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理) 第五十五条の二の二 次に掲げる防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等は、防災センターにおいて集中して管理しなければならない。 (優良防火対象物認定証の表示) 第五十五条の五の九 令別表第一に掲げる防火対象物で規則で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物が防火上優良な防火対象物(以下「優良防火対象物」という。)であるものとして消防署長の認定を受けたときは、当該認定を受けたことを証明する表示(以下「優良防火対象物認定証」という。)を付することができる。 ○優良防火対象物の認定基準 【法令適合状況】 ① 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) ② 建築法令に適合しているか(防火に関係するものに限る)【その他】 ③ 避難安全性が検証されているか ④ 自衛消防隊の編成及び活動能力が適切に確保されているか ⑤ 自主的、意欲的な各種防火対策を実施しているか ⑥ 過去 2 年以内に、消防法令違反等による命令又は警告等を受けたことがないか

10) 東京都等の計画等の状況

地域の消防・防災に関する東京都等の計画等については、表 9.16-10(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.16-10(1) 消防・防災に関する計画、目標等

関係計画等	目的・施策等				
「東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年修正）本冊」（平成 26 年 7 月 東京都防災会議）	○目的 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画で、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京の防災力の高度化」を図ることを目的とする。				
	○東京都の被害想定				
		地震規模等	人的被害	物的被害	その他
	東京都	東京湾北部地震 M7.3 時期等：冬の 18 時、 風速 8m/s	死者：9,641 人 負傷者：147,611 人	建物被害 ：304,300 棟 電力施設停電率 ：17.6%	帰宅困難者：5,166,126 人 災害時要援護者死者数：4,921 人 自力脱出困難者：56,666 人
	○減災目標				
	東京都	目標 1	① 死者を 6,000 人減少させる。 ② 避難者を約 150 万人減少させる。 ③ 建築物の全壊・焼失棟数を約 20 万棟減少させる。	・住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90%、平成 32 年度までに 95%にする。 ・木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を平成 32 年度までに 70%にする。 ・主要な都市計画道路（整備地域）の整備率を平成 32 年度までに 100%にする。 など	
		目標 2	① 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。 ② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者 517 万人の安全を確保する。	・浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成 31 年度までに 100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成 28 年度までに 100%完了）する。 ・東京都帰宅困難者対策条例(平成 24 年東京都条例第 17 号)に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や 3 日分の備蓄の確保などに取組む。 など	
		目標 3	① ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する。 ② 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。	・浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成 31 年度までに 100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成 28 年度までに 100%完了）する。 ・災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。 など	
	調布市地域防災計画〔本冊〕（平成 25 年修正）（震災編）（平成 25 年 9 月 調布市）	○目的 本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、調布市防災会議が策定する計画であって、市、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。			
		○調布市の被害想定			
		地震規模等	人的被害	物的被害	その他
調布市		東京湾北部地震 M7.3 時期等：冬の 18 時、 風速 8m/s	死者：23 人 負傷者：704 人	建物全壊等数：421 棟 急傾斜地崩壊危険箇所：17 箇所	帰宅困難者：46,407 人 災害時要援護者死者数：14 人 自力脱出困難者：174 人
		多摩直下地震 M7.3 時期等：冬の 18 時、 風速 8m/s	死者：33 人 負傷者：932 人	建物全壊等数：673 棟 急傾斜地崩壊危険箇所：17 箇所	帰宅困難者：46,407 人 災害時要援護者死者数：20 人 自力脱出困難者：284 人
○減災目標					
調布市		目標 1	○人的・物的被害の減 ・死者を約 20 人減少させる ・避難者を約 15,000 人減少させる ・建築物の全壊・焼失棟数を約 650 棟減少させる。	(死者・避難者・建築物被害の減) ア 住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90%、平成 32 年度までに 95%にする。 イ 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を平成 32 年度までに 70%にする。 ウ 主要な都市計画道路（整備地域）の整備率を平成 32 年度までに 100%にする。 エ 東京防災隣組の活動を都内全ての市区町村へ波及 オ 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上	

表 9.16-10(2) 消防・防災に関する関係法令等

関係計画等	目的・施策等		
調布市地域防災計画[本冊]（平成 25 年修正） （震災編） （平成 25 年 9 月 調布市） （続き）	○減災目標（続き）		
	調布市	目標	主な対策
		目標 2	○首都機能の維持及び帰宅困難者の安全確保 ・中枢機能を支える機関（国，都，病院等）の機能停止を回避する。 ・企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により，帰宅困難者 517 万人の安全を確保する。 （中枢機関の機能維持） ア 浄水場等の耐震化を推進するとともに，管路については，医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100%完了する。 イ 水再生センター等の耐震化を推進するとともに，避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度までに 100%完了する。 ウ 東京都災害医療コーディネーターを中心に全都で最適な医療資源の配分を行う。 エ 医療救護所などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう，薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。 オ 災害時に医療機能の維持が特に必要な病院については，災害時にも水や非常用発電に必要な燃料を確保するため，都や協定締結団体等と連携した供給体制を確立する。 （帰宅困難者の安全確保） ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づき，都内の事業所は，従業員等の施設内待機のための計画を策定し，従業員等への周知や 3 日分の備蓄の確保などに取り組む。 イ 企業や学校などに所属していない，行き場の無い帰宅困難者を待機させるため，一時滞在施設を確保する。 ウ 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため，災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。 エ 徒歩帰宅が困難な災害時要援護者のために，バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。
		目標 3	○ライフラインの早期回復 ・ライフラインを 60 日以内に 95% 以上回復する。 ・避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに，ライフラインの回復とあわせて，応急仮設住宅への入居などを進め，早期に被災者の生活再建の道筋をつける。 （ライフラインの回復） ア 浄水場等の耐震化を推進するとともに，管路については，医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100%完了する。 イ 水再生センター等の耐震化を推進するとともに，避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度までに 100%完了する。 （生活再建の早期化） ア 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに，り災証明に係るシステムを導入し，り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。 イ 義援金を迅速に配分できる体制を構築し，震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。 ウ 都は，被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用，民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

9.16.2 予測

(1) 予測事項

1) 耐震性の程度

予測事項は、耐震性の程度とした。

2) 防火性の程度

予測事項は、防火性の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点を基本とした。

- ・火災、地震からの安全性の確保が必要な期間とし、2020 年東京大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間の内、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(4) 予測手法

予測は、施行計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

1) 耐震性の程度

本事業は、「構造設計指針・同解説」（平成 23 年度版）」（東京都財務局）に基づき、不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として表 9.16-11 及び表 9.16-12 に示すとおり、構造体について耐震安全性の分類はⅡ類とし、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。」としている¹。建築基準を満足するレベルはⅢ類相当であることから、より耐震安全性が確保できているといえる。（表 9.16-12 参照）また、天井、屋根からの吊り物等を含めた非構造部材の耐震安全性の分類は B 類とし、「大地震動により建築非構造部材の損傷又は移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。」としている。本施設の構造は、表 9.16-13 に示すとおりである。メインアリーナ及びサブアリーナ・プール等の施設の断面図は、図 7.2-3(1) 及び(2)（p.18 及び 19 参照）、構造パースは図 9.16-6 に示す。

また、計画地の北側に近接する「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」が広域防災拠点、広域避難場所に指定されていることから、本施設では建物に損傷がない場合において、「帰宅困難者の一時受け入れ」及び「地方の避難者の受け入れ」等の活動が対応可能なレベルを目標としている¹。

なお、本事業は既に公示着工しており、建築確認取得済みである。

したがって、耐震性は確保されると予測する。

¹出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（22）新築工事 基本設計 基本設計図書（本編）」（平成 23 年 7 月 東京都）

表 9.16-11 建築物の種類別に求められる耐震安全性

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
			構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	災害時の情報収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安維持活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救急物資の備蓄、緊急輸送活動等	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	I 類	A 類	甲類
		指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	II 類	A 類	甲類
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	被災者の救難、救助および保護 救急医療活動 消火活動等	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
		上記以外の病院関係施設	II 類	A 類	甲類
避難所として位置づけられた施設	被災者の受け入れ等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II 類	A 類	甲類
人命および物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
		石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	甲類
		多数のものが利用する施設	II 類	B 類	乙類
	その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	III 類	B 類	乙類

注）赤枠が本事業で求められる耐震安全性の分類である。

出典：「構造設計指針・同解説（平成 23 年度版）」（平成 24 年 4 月 東京都財務局）

表 9.16-12 建築物の部位に求められる耐震安全性

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体に補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は建築物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷又は移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷又は移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

注 1）大地震とは、建築物の耐用年限中に一度遭遇するかもしれない程度の地震動と想定されている。

2）赤枠が本事業の耐震安全性の目標である。

出典：「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 国土交通省）

表 9.16-13 メイン・サブアリーナ棟の構造

施設	分類	構造
メインアリーナ (図 9.16-4 参照)	屋根構造	平面形が約 115m×90m と大スパンであるが、高さ制限により曲率が小さい形状となる。屋根形態への構造フレームの追従性、屋根重量の軽量化、地震・風・積雪に対しての屋根全体の強度確保の観点から、屋根構造は鉄骨トラス構造とする。また、地震時の水平方向及び上下方向の地震応答低減を目的として、オイルダンパー等の粘（弾）性体を用いたダンパーを設置する。
	上部構造	地上 4 階、地下 1 階で、1 階中央に約 95m×45m のアリーナを配置する。構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造：一部鉄筋コンクリート造）、耐震壁付ラーメン構造 ¹ またはブレース ² 付きラーメン構造とする。ブレースには、耐震ブレース及びアンボンドブレース ³ 等の低降状点鋼を用いた制震ブレースを採用する。
	基礎構造	RC 造の基礎梁＋基礎スラブによる直接基礎（独立基礎、べた基礎形式）とする。
サブアリーナ・プール (図 9.16-4 参照)	屋根構造	平面形は、サブアリーナが約 45m×60m、プールが約 40m×65m の大きさとなる。屋上は緑化されて地域に解放されるため、屋根重量の軽量化、強度及び剛性の確保の観点から、鉄骨トラス構造とする。
	上部構造	サブアリーナは 1～3 階まで吹き抜けの空間となっており、2 階のアリーナ外周が観客席となる。プールは、プールサイドが 2 階レベルに位置し、2～3 階まで 2 層吹き抜けの空間となり、3 階が客席となる。構造は鉄筋鉄骨コンクリート造（SRC 造一部鉄筋コンクリート造）、耐震壁付ラーメン構造またはブレース付きラーメン構造とする。
	基礎構造	RC 造の基礎梁＋基礎スラブによる直接基礎（独立基礎、べた基礎形式）とする。
ペDESTリア ンデッキ	上部構造	RC 造を基本とし、メインアリーナ棟、サブアリーナ・プール棟との接続部分は鉄筋コンクリート造、エントランスホール上部棟のロングスパン部は PC 造とする。構造形式は、耐震壁付ラーメン構造またはブレース付きラーメン構造とするが、ホール、エントランス及び駐車場は見通しに配慮する。
	基礎構造	RC 造の基礎梁＋基礎スラブによる直接基礎（独立基礎、べた基礎形式）とする。

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（22）新築工事 基本設計 基本設計図書（本編）」
（平成 23 年 7 月 東京都）

¹ ラーメン構造：柱と梁、柱と桁、梁と桁、大梁と小梁というような、垂直、水平の軸組材相互の接合状態が剛接合としてつくられている構造。

出典：「ラーメン構造とは」（平成 27 年 3 月 3 日参照 ラーメン構造運営事務局ホームページ）
<http://www.misolaradvantage.com/index.html>

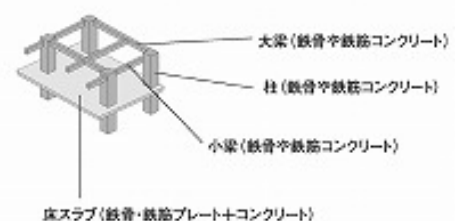
² ブレース、耐震ブレース：軽量鉄骨構造などにおける、線状の材で組まれた四辺形の対角に入れられる鉄筋などの型鋼で作られた補強材のこと。木造の筋交いと使用方法が似ており、ブレースによって柱と梁の接合部が変形することを防ぐことができるため構造上の強度が得られる。

出典：「ブレース」（平成 26 年 3 月 3 日参照 建築・住宅用語集ホームページ）
<http://chumon-jutaku.jp/words/hu/1666/>

³ アンボンドブレース：アンボンドブレースは、芯となる中心鋼材を鋼管とコンクリートで拘束し、座屈させずに安定的に塑性化するようにしたブレース。中心鋼材とコンクリートの間には特殊な緩衝材（アンボンド材）を用い、鋼管とコンクリートには軸力が加わらなくなるようになっている。

出典：「アンボンドブレース」（平成 27 年 3 月 3 日参照 新日鉄住金エンジニアリングの鋼構造技術ホームページ）
https://www.nsec-steelstructures.jp/base_isolation/unbondedbrace/features_ub/benefits_ub/

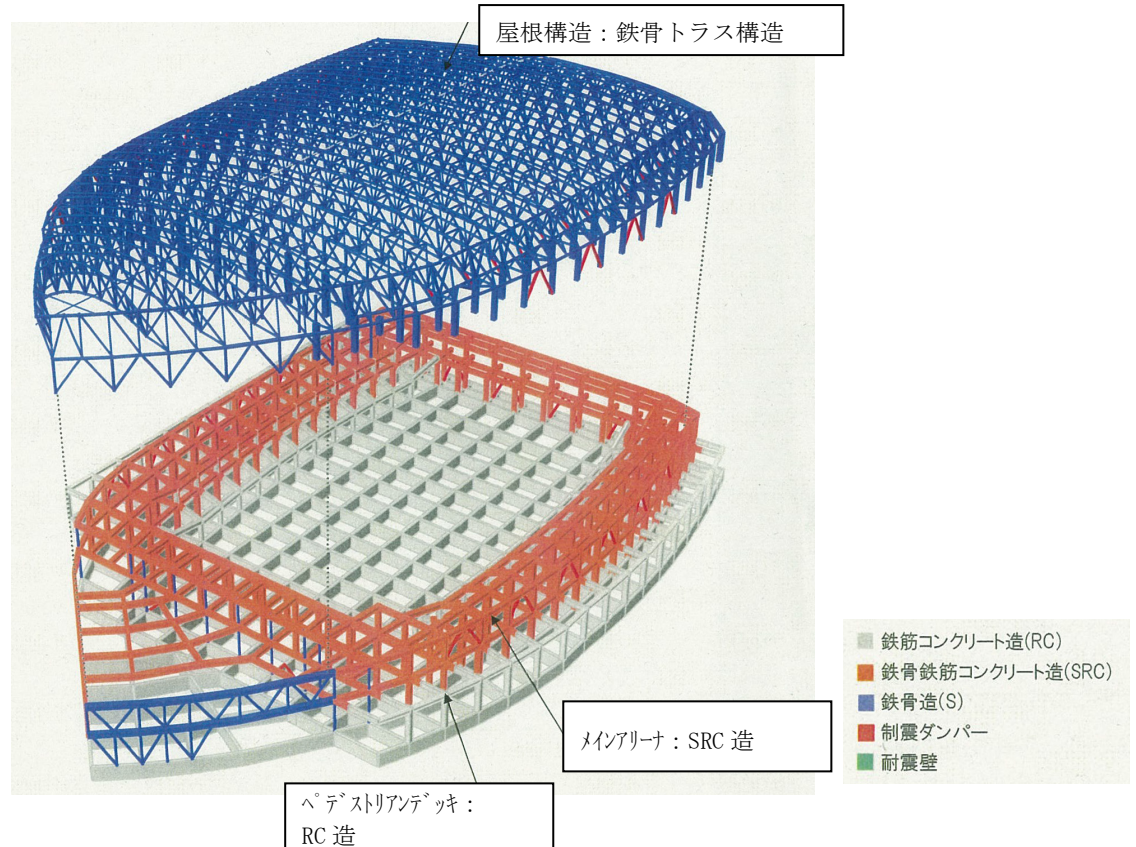
●ラーメン構造（鉄骨、鉄筋コンクリート造）



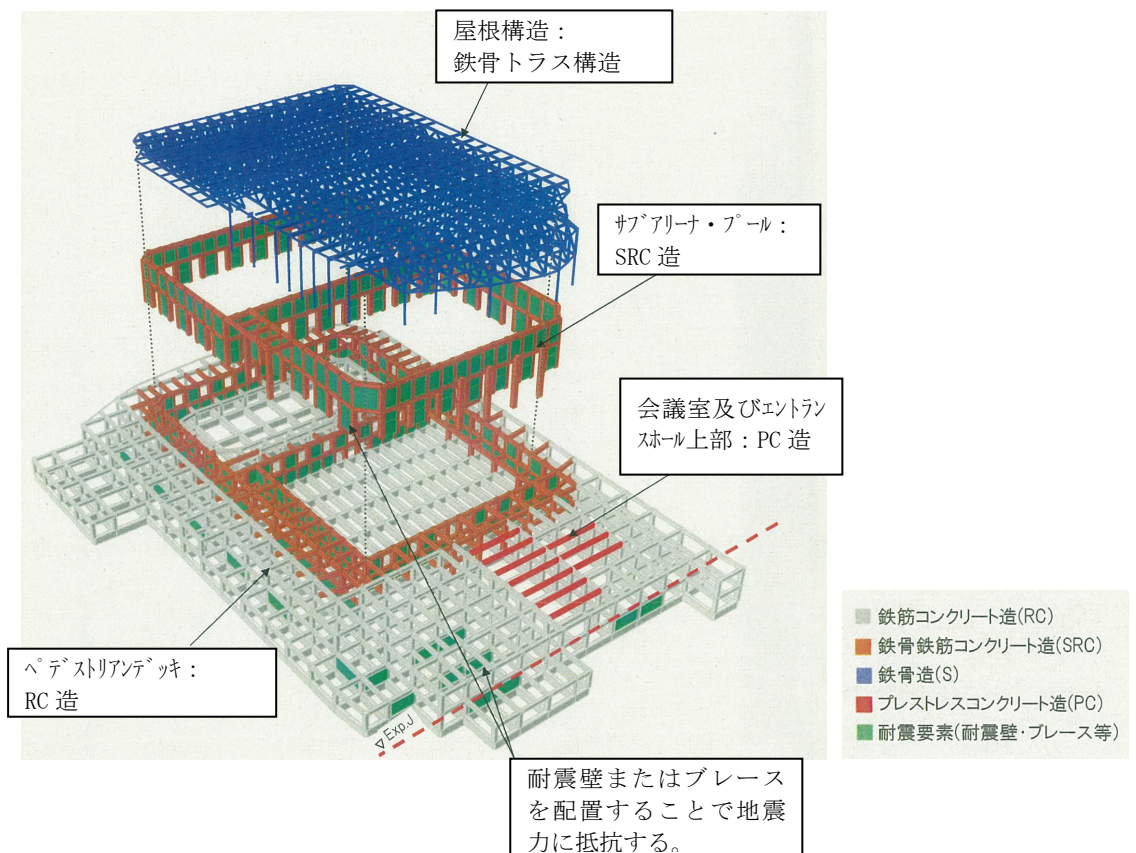
●アンボンドブレースの構造



【メインアリーナ棟、ペDESTリアンデッキ】



【サブアリーナ・プール棟、ペDESTリアンデッキ】



出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（22）新築工事 基本設計 基本設計図書（本編）」
（平成 23 年 7 月 東京都）

図9.16-6 構造パース

2) 防火性の程度

計画地は準防火地域であり、本事業は建築基準法で定める耐火建築物に該当し（表 9.16-14 参照）、同法第 2 条に掲げる基準を満たす計画としている。さらに、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に定める特殊建築物として耐火構造とし、消防法施行令（昭和 36 年政令 37 号）に定める防火対象物として、建築基準施行令、消防法施行令及び東京都火災予防条例の基準を満たす、消火設備等の設置・避難及び防火の管理等を計画している。

表 9.16-14 本事業の建築物の防火性に係る基準等

法令等	防火性に関連し該当する主な基準等	
建築基準法	第 2 条第 1 項第 9 号の 2 耐火建築物の基準 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。 イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1)耐火構造であること。 (2)次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあっては、(i)に掲げる性能に限る）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。 (i)当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。 (ii)当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。 ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限り）を有すること。	
	第 6 条 1 項 別表第 1 (い) 第 1 項 観覧場に該当 第 6 項 自動車車庫に該当	耐火建築物又は準耐火建築物
	第 62 条 準防火地域内の建築物 地階を除く階数が 4 以上である建築物に該当	耐火建築物
東京都建築安全条例	第 9 条 特殊建築物 第 7 項 興行場等に該当 第 4 項 自動車車庫に該当	客席部と舞台部との区画：耐火構造の壁で区画、開口部に煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の防火設備を設置 客席とその他の部分との区画：客席とその他の部分（舞台部を除く。）とは、耐火構造の床、準耐火構造の壁で区画 等
消防法施行令	第 6 条 別表 1 (1)イ 観覧場 (8) 博物館 に該当	防火対象物
東京都火災予防条例	第 5 章 消防用設備等の技術上の基準の付加 (第 35 条～第 47 条) 第 6 章 避難及び防火の管理等 (第 48 条～第 55 条の 5)	消防法令別表第 1 に掲げる防火対象物として、遵守する必要がある。

本事業の防火設備等の状況は、表 9.16-15 に示すとおりであり、調布消防署との協議を踏まえ、義務設置以上に中央監視室に不活性ガス消火設備を設置するなど、自主的な取組みを行う計画としている。さらに、調布消防署との協議により防災センターを設置する計画としている。また、屋根の防火性は、建築基準法の基準を満たす 30 分耐火としている。

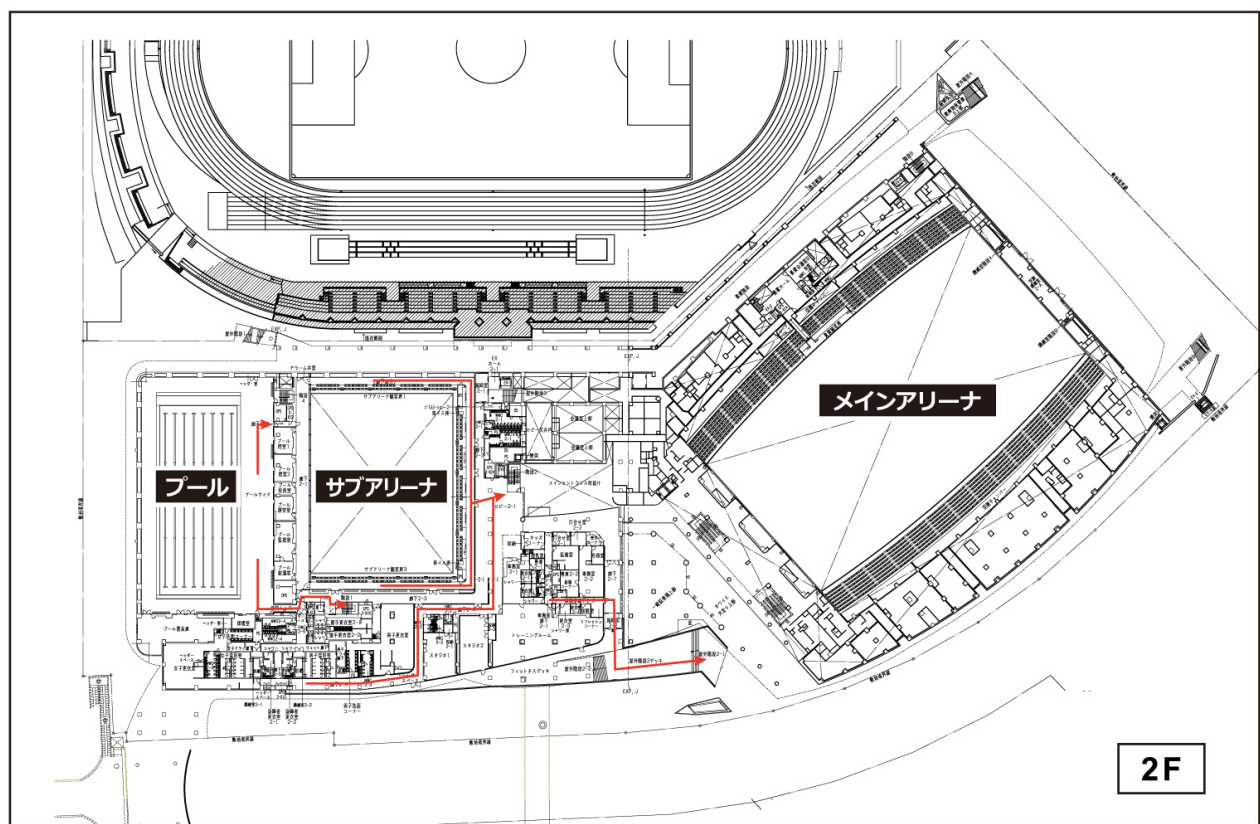
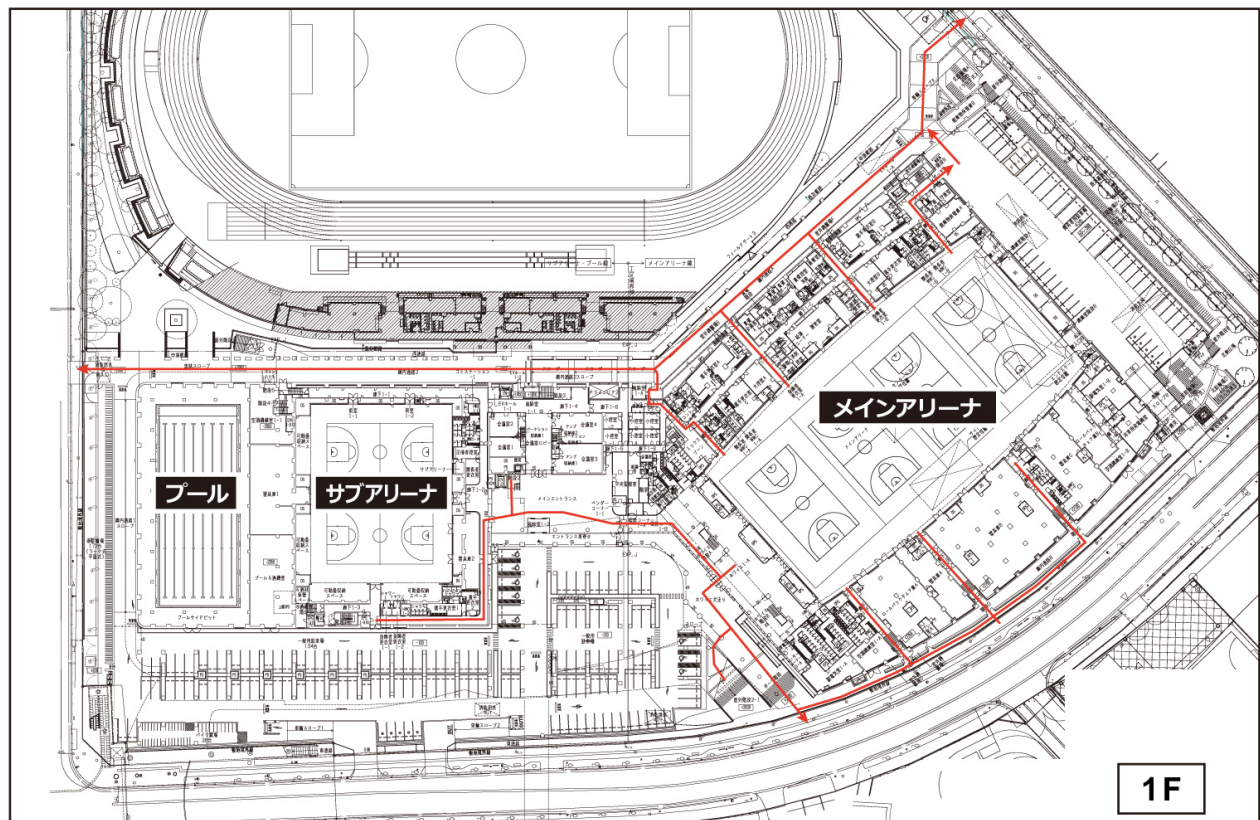
表 9.16-15 本事業における防火設備設置計画

分類	消火設備等	○：義務設置、●：自主設置 ◎：主装置設置、△：条件により設置
発見・通報	自動火災報知設備	○
	ガス漏れ火災警報器	○（熱源機械室）
	非常警報装置	○
	火災通報装置	◎（中央監視室）
	総合操作盤	○（中央監視室）
避難誘導	非常照明設備	○
	誘導灯及び誘導標識	○
	避難器具	○
初期消火	消火器具	○
	大型消火器	○（熱源機械室、副電気室）
	屋内消火栓設備	○
	スプリンクラー	○
	不活性ガス消火設備	●（中央監視室）、○（電気室、発電機室）
	泡消火設備	○（駐車場）
本格消火	非常用進入口	○（メインアリーナ）
	消防排煙設備	○（駐車場）
	排煙設備	△（全館避難安全検証の結果に応じて設置）
	連結散水設備	△（地下階 床面積 700m ² 以上となる場合）
	消防用水	○

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（22）新築工事 基本設計 基本設計図書（本編）」
（平成 23 年 7 月 東京都）

災害時の本施設内の避難経路は、図 9.16-7(1)及び(2)に示すとおりであり、メインアリーナ競技面から容易に外部へ避難できる計画としている他、観客席に面して避難デッキを設け、直接外部に避難できる計画としている。計画地の北東側には、「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンドの一部」が近接しており、これらの避難場所へ容易に避難できる経路（図 9.16-8 参照）が確保されている。

したがって、防火性は確保されると予測する。

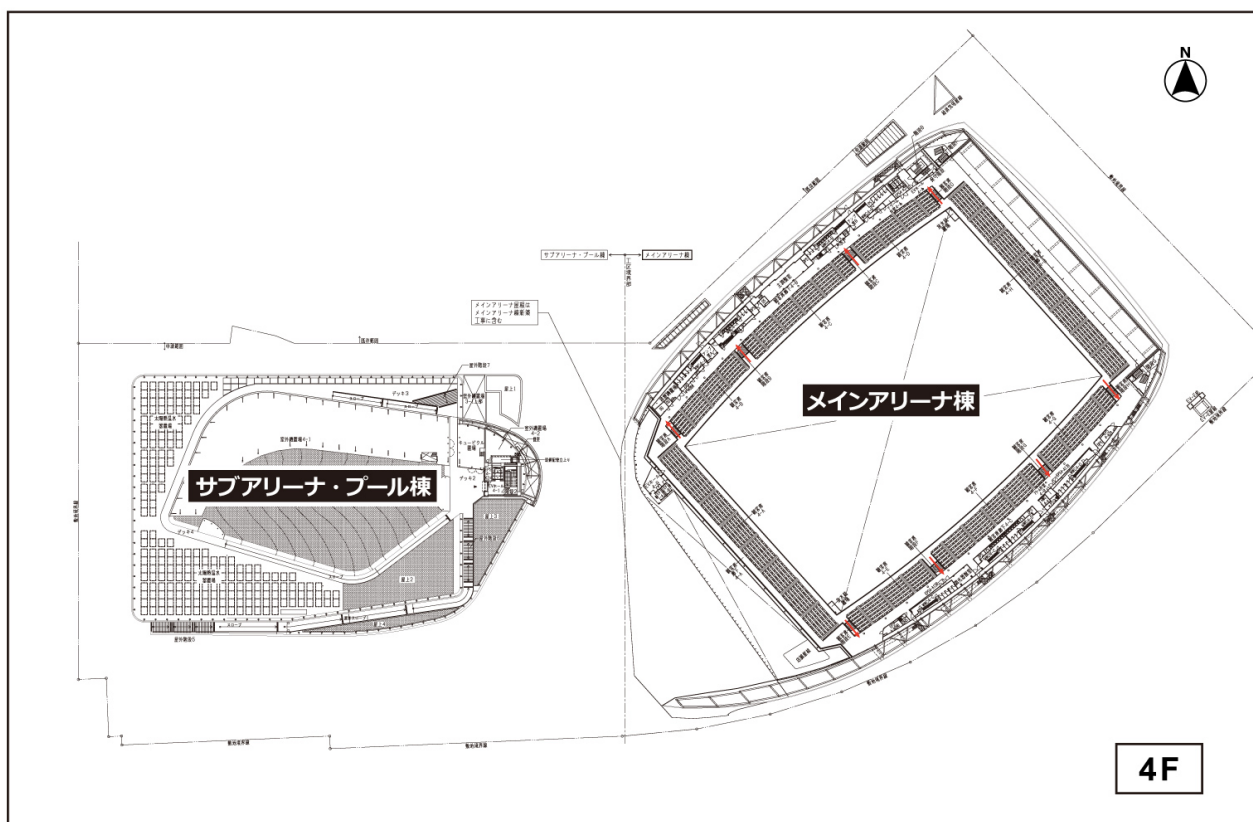
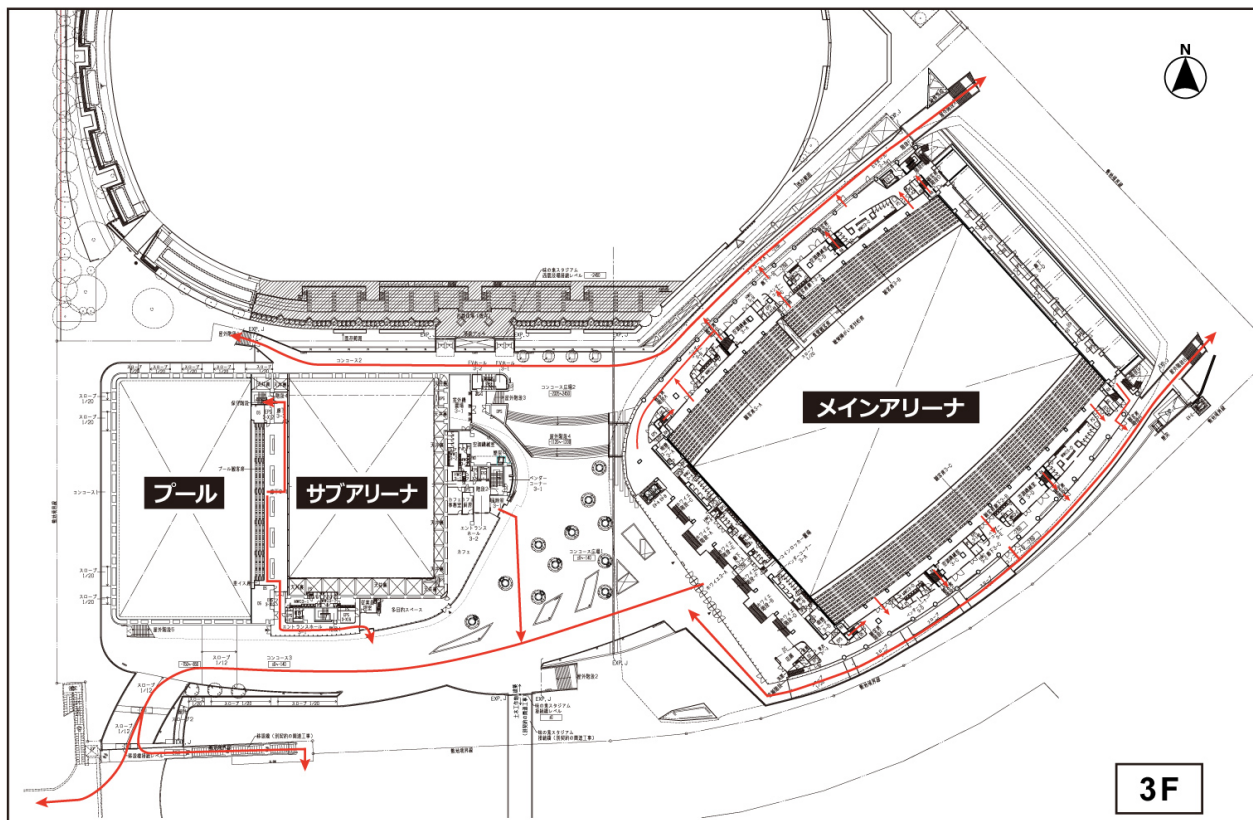


→ 避難動線

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）実施設計」（平成 24 年 12 月 東京都）

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）基本設計」（平成 23 年 7 月 東京都）

図9.16-7(1) 避難動線

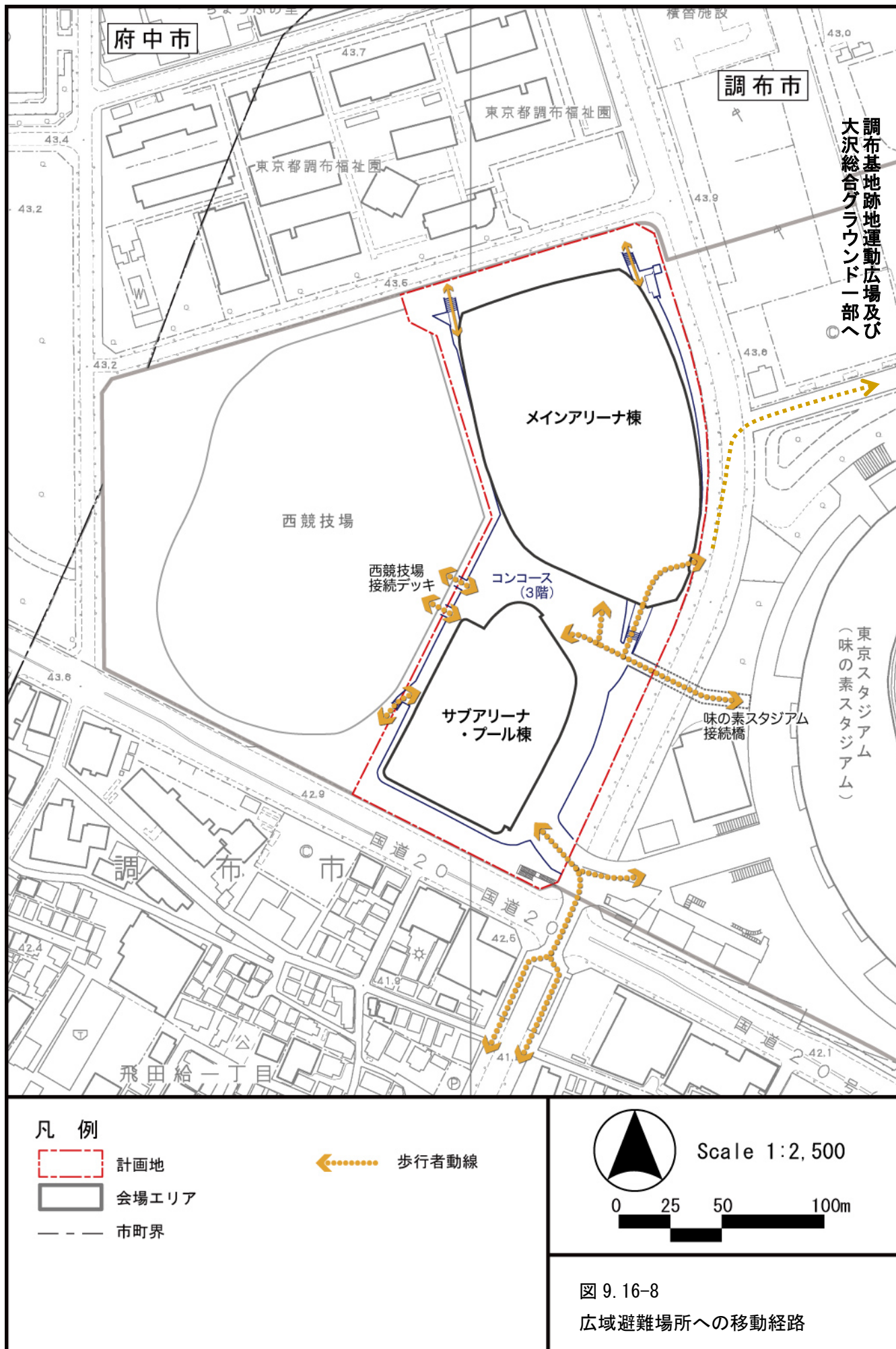


→ 避難動線

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）実施設計」（平成 24 年 12 月 東京都）

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）基本設計」（平成 23 年 7 月 東京都）

図9.16-7(2) 避難動線



9.16.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・ 建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした建築物とする。
- ・ 災害時の避難経路は、容易に外部に避難できる計画とする。

9.16.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、関連法令等の耐震基準、防火基準とした。

(2) 評価の結果

1) 耐震性の程度

本事業は、「構造設計指針」（東京都財務局）に基づき、公共性が高い不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。

以上のことから、東京都や調布市の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。

また、計画地は広域防災拠点・広域避難場所に指定されている「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」隣接していること、大地震発生時においても機能確保が図られる構造体としていることから、大地震発生時などに地域の拠点として機能すると考える。

2) 防火性の程度

本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。

以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。